

新潟大学

目 次

| | | |
|-------|-------------------------------|-----------|
| I | 認証評価結果 | 2-(11)-3 |
| II | 基準ごとの評価 | 2-(11)-4 |
| | 基準1 大学の目的 | 2-(11)-4 |
| | 基準2 教育研究組織（実施体制） | 2-(11)-6 |
| | 基準3 教員及び教育支援者 | 2-(11)-10 |
| | 基準4 学生の受入 | 2-(11)-14 |
| | 基準5 教育内容及び方法 | 2-(11)-17 |
| | 基準6 教育の成果 | 2-(11)-30 |
| | 基準7 学生支援等 | 2-(11)-33 |
| | 基準8 施設・設備 | 2-(11)-37 |
| | 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム | 2-(11)-40 |
| | 基準10 財務 | 2-(11)-44 |
| | 基準11 管理運営 | 2-(11)-46 |
| <参 考> | | 2-(11)-51 |
| i | 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 2-(11)-53 |
| ii | 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 2-(11)-54 |
| iii | 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 2-(11)-56 |
| iv | 自己評価書等 | 2-(11)-63 |
| v | 自己評価書に添付された資料一覧 | 2-(11)-64 |

I 認証評価結果

新潟大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教養教育と専門教育とを、連続性・段階性・体系性を有する一貫した全学的教育体制に組み換え、「分野・水準表示法」によって各授業科目の内容とレベルを標準化しており、学生が自分の能力、意欲に応じて諸分野の基礎から高度な内容まで履修できる環境を整えている。
- 学生の多様なニーズに対応できる副専攻制度により、所属学部 of 学位とは別に、特定分野の学習成果を認定している。
- 文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラムにおいて、平成17年度に「中越地震に学ぶ赤ひげチーム医療人の育成」が採択されている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成18年度に「企業連携に基づく実践的工学キャリア教育－職業意識の自己形成に向けた学生・技術者・教員の協働－」が採択されている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成15年度に「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成－創造性豊かな技術者を志す学生の連携による教育プログラム－」（共同プロジェクト）、平成18年度に「学生主体の三位一体新歯学教育課程－社会に貢献する包括的歯科医師の育成を目指して－」、平成19年度に「総合大学における外国語教育の新しいモデル－初修外国語カリキュラムの多様化と学士課程一貫教育システムの構築－」が採択されている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、平成17年度に「留学生大学院教育の実質化による国際貢献」が採択されている。
- 文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、平成16年度に「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム」（共同プロジェクト）及び「法学未修者向け導入教育プログラム開発」、平成17年度に「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」（共同プロジェクト）が採択されている。
- 文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムにおいて、平成19年度に「ダブルホーム制による、いきいき学生支援－地域協働による、学生の自律を目指す、予防的環境の構築－」が採択されている。
- 文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムにおいて、平成19年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」（共同プロジェクト）が採択されている。
- 統合型学務情報システム（学務情報ポータルサイト）を構築・運用し、情報ネットワークを通じて自宅からのアクセスを含めて24時間利用可能としている。
- 電子ジャーナル経費を全学共通経費で確保し、充実度が高く、有効に活用されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科等においては、入学定員超過率が高い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学士課程における「主専攻プログラム化」及び「大学院教育の実質化」に向けたさまざまな取組など、教育課程の改善に努めていることは高く評価できるが、教育課程の更なる充実につながる取組を期待する。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は、学則第1条に「有為な人材を育成して、人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする」と定められ、大学院の目的は大学院学則第2条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする」と定められている。

さらに、「自律と創生」を理念とする大学の目的を実現するために、中期目標において、「教育の基本的目標を、精選された教育課程を通じて、豊かな教養と高い専門知識を修得して時代の課題に的確に対応し、広範に活躍する人材を育成することに置く」、「研究の基本的目標を、伝統的な学問分野の知的資産を継承しながら、総合大学の特性を活かした分野横断型の研究や世界に価値ある創造的研究を推進することに置く」、「社会貢献の基本的目標を、環日本海地域における教育研究の中心的存在として、産官学連携活動や医療活動等を通じ、地域社会や国際社会の発展を支援することに置く」、「管理運営の基本的目標を、国民に支えられる大学としての正統性を保持するために、最適な運営を目指した不断の改革を図ることに置く」という4点が明示されているほか、教育の基本的な成果に関して、学士課程及び大学院課程についての「教育の成果に関する目標」及び「研究水準及び研究の成果等に関する目標」が併せて定められている。

また、大学院の研究科ごとの詳細な目的については、ウェブサイト等で明確に示されている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則及び中期目標に定められた大学の目的や大学の基本的な目標は、学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則及び中期目標に定められた大学院の目的や大学院の教育研究等の質の向上に関する目標は、学校教育法第65条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-1-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学及び大学院の目的が定められている学則、大学院学則が掲載された学生便覧を全学生に入学時に配布するとともに、新入生ガイダンスにおいて説明を行っている。大学概要や学生募集要項に大学の理念・目標を掲載し、教育に関する目標を受験生に配布するパンフレット「2007 新潟大学」に掲載しており、学生便覧とともに全教員に配布している。

新任教員に対しては、新任教員研修等の場で学長から、大学の理念・目標が説明され、各理事からもそれぞれの所管事項に関わる大学の理念・目標の解説が行われ、全学FDなどにおいては、全学の教育研究の理念・目標に基づく教育改革等について説明が行われている。

そのほか、ウェブサイトの「大学紹介」の中に、大学の理念・目標が掲載され、「新潟大学規則集」で学則、大学院学則を閲覧することができるようになっている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の掲げる教育研究の理念・目標はウェブサイトで公表しているほか、大学概要にも記載している。また、主として受験生を対象としたパンフレット「2007 新潟大学」や学生募集要項にも理念・目標を掲載している。学生募集要項には学部学科等の各教育単位のアドミッション・ポリシーと教育目標を明示している。「2007 新潟大学」及び学生募集要項は、高等学校を中心に広く配布するとともに、毎年複数回開催されている大学説明会において、高校生及び高等学校教員に説明を行っている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の教育組織は、

- ・ 人文学部（行動科学課程、地域文化課程、情報文化課程）
- ・ 教育人間科学部（学校教育課程、学習社会ネットワーク課程、生活環境科学課程、健康スポーツ科学課程、芸術環境創造課程）
- ・ 法学部（法学科）
- ・ 経済学部（経済学科、経営学科）
- ・ 理学部（数学科、物理学科、化学科、生物学科、地質科学科、自然環境科学科）
- ・ 医学部（医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（歯学科、口腔生命福祉学科）
- ・ 工学部（機械システム工学科、電気電子工学科、情報工学科、福祉人間工学科、化学システム工学科、建設学科、機能材料工学科）
- ・ 農学部（農業生産科学科、応用生物化学科、生産環境科学科）

の9学部（23学科・8課程）から構成されており、地域や世界の着実な発展に貢献するための教育が行われている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成16年度以降、「新学士課程教育」体制に移行しており、授業科目について、全学共通科目と専門科目の科目区分を撤廃し、原則として学部学生向けに開設している全授業科目は、学部を問わず全学生を対象に開講するものと位置付け、学生は、所属教育組織が提示するプログラムに従って、全授業科目を活用した学習を行うことができるようになっている。

学士課程に関わる全授業科目を開設、運営する組織として、全学教育企画部門、授業科目開設部門、学務情報部門及び教育支援部門からなる全学教育機構が設置されている。

授業科目の開設に当たっては、学部はその教育に必要な授業科目開設を全学教育機構に要請し、全学教育機構は学部等から要請された授業科目に全学的観点で必要と思われる授業科目を加え、開設授業科目リストを作成している。そのリストに基づき、全学教育機構は教育研究院に対して、授業担当者の派遣を要請し、開設授業科目を全学に公示している。学部学科等は、開設された全授業科目を活用して、当該学生

の教養教育と専門教育の両面にわたる学士課程の教育目的を達成するための教育プログラムを編成し、学生指導を行っている。

学士課程に関わる全授業科目には、授業科目の分野と水準を全学的観点で示す分野・水準コードが付されており、学生は、分野・水準コードを手がかりに、全学の授業科目を活用して自らの専門分野以外の学習を行うことも可能となっている。

全学教育機構の下には、各学部の学務関係教員から構成される全学教育調整会議を設置し、学士課程教育に係る諸問題についての調整を図っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

2つの専門職学位課程を含め、7つの研究科が設置されており、各研究科・専攻の構成は、

- ・ 教育学研究科（修士課程：学校教育専攻、教科教育専攻）
- ・ 現代社会文化研究科（博士前期課程：現代文化論専攻、共生社会論専攻、社会文化論専攻、現代マネジメント専攻、博士後期課程：人間形成文化論専攻、地域社会形成論専攻、国際社会形成論専攻）
- ・ 自然科学研究科（博士前期課程：自然構造科学専攻、材料生産システム専攻、生命・食料科学専攻、環境共生科学専攻、数理・情報電子工学専攻、人間支援科学専攻、博士後期課程：自然構造科学専攻、材料生産システム専攻、生命・食料科学専攻、環境共生科学専攻、情報理工学専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程：保健学専攻、博士後期課程：保健学専攻）
- ・ 医歯学総合研究科（修士課程：医科学専攻、博士課程：分子細胞医学専攻、生体機能調節医学専攻、地域疾病制御医学専攻、口腔生命科学専攻）
- ・ 技術経営研究科（専門職学位課程：技術経営専攻）
- ・ 実務法学研究科（専門職学位課程：実務法学専攻）

となっている。

医歯学総合研究科、自然科学研究科、現代社会文化研究科は複数学部の上に設置された研究科であり、総合性、学際性に配慮した教育研究が行われている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

看護師資格を有する者又は取得見込みの者を対象とし、養護教諭第1種免許状取得が可能な1年制の課程として養護教諭特別別科が設置されている。

これらのことから、別科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医歯学総合病院、脳研究所に加え、学長・理事の管理業務の支援、教育及び研究支援、社会貢献活動の支援等を目的とするセンター等がそれぞれの機能・役割に応じて、学長・理事直属組織と共通基盤組織に

分け、設置されている。

学長・理事直属組織には、災害復興科学センター、危機管理室等がある。

共通基盤組織は、学術情報基盤機構、研究支援センター群、社会連携推進機構に区分されており、学術情報基盤機構には、旭町学術資料展示館、総合情報処理センター、附属図書館が、研究支援センター群には、旭町地区放射性同位元素共同利用施設、機器分析センター、アイソトープ総合センターが、社会連携推進機構には、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、社会連携研究センター、地域共同研究センターがそれぞれ設置されている。

また、附属学校・園、医歯学総合病院は学生の実習施設として教育に重要な役割を担っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

各学部には、教授会が設置されている。教授会では、学生の入学、学位の授与に関する事項等の各組織の教育活動に関わる重要事項の審議を行っている。また、研究科には、教授会（研究科委員会）が置かれ、研究科の教育に関わる重要事項の審議を行っている。

なお、教育研究院の各学系に係る教員の選考、予算等の重要事項は学系長、副学系長等で構成する学系教授会議で審議している。

これらは、月1回以上定期的に開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

各学部や研究科の教育に関わる事項は各学部等の教務（学務）委員会等において審議している。

全学的な教育に関わる課題は、学長、理事、学部長、学部代表教員、研究科長、学系長等で構成される大学教育委員会が、学士課程に限定された課題については、教育担当理事、学部長、学系長、全学教育機構部門長、専任教員等を構成員とする全学教育機構委員会が担当している。

平成19年4月の大学院設置基準の改正に伴う課題である「大学院教育の実質化」については、教育担当理事、研究担当理事、研究科長、研究科教務委員長を構成員とする大学院教育改革ワーキンググループが組織され、入学者受入方針の明示、シラバスの整備等のさまざまな取組を行っている。また、学士課程のさらなる充実を図る目的で「主専攻プログラム化」の方針が定められ、その推進のために主専攻委員会が設けられている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 学士課程における「主専攻プログラム化」及び「大学院教育の実質化」に向けたさまざまな取組など、教育課程の改善に努めていることは高く評価できるが、教育課程の更なる充実につながる取組を

期待する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

「新潟大学の将来設計について(グランドデザイン)」に則り、教育組織を担当する教員の人事組織が、学部学科とは別に教育研究院として設置されており、教員は人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系のいずれかの学系に所属し、学科等の教育を担当している。

全学教員定員の一元的管理運用を、学長を委員長とする全学教員定員調整委員会において行っている。また、第I期中期目標期間中に90人の教員定員を流動化することが決められ、大学の将来計画を踏まえ、平成19年度までに、46人の流動定員が配置されている。

学部、研究科などの教育組織の運営については、教育研究院の教員に対して担当発令することにより、各教員がどの教育組織を担当するかを明確にしている。

各教育組織担当教員集団では、学部長、学科長、研究科長、専攻長などの責任者が定められ、それぞれの教育組織の運営が担保されている。

学校教育法等の改正に伴い、平成19年度から新しい教員組織編制に移行している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成19年5月1日現在、1,110人の専任教員(教授、准教授、講師、助教)が、3学系、11センター、2機構、脳研究所及び医歯学総合病院に配置されている。また、各教育プログラムの基幹をなす科目については専任教員が担当することを原則としつつ、非常勤講師の任用に関する原則で「教育の充実を積極的に図る計画に基づいて開講される授業科目に、全学的観点から行われる審査を経て任用すること」と定め、非常勤講師任用の教育効果を向上させ、個性的な教育課程の遂行に努めている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 人文学部：66人(うち教授36人)
- ・ 教育人間科学部：108人(うち教授53人)

- ・ 法学部：23人（うち教授7人）
- ・ 経済学部：40人（うち教授19人）
- ・ 理学部：75人（うち教授41人）
- ・ 医学部：319人（うち教授68人）
- ・ 歯学部：131人（うち教授23人）
- ・ 工学部：104人（うち教授48人）
- ・ 農学部：43人（うち教授17人）

歯学部歯学科では、平成19年3月31日に教授3人が定年退職したことにより、大学設置基準で定められている数より教授が1人下回っているが、平成20年4月1日付けで解消することが決められている。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員49人（うち教授49人）、研究指導補助教員48人
- ・ 医歯学総合研究科医科学専攻：研究指導教員144人（うち教授47人）、研究指導補助教員137人

〔博士前期課程〕

- ・ 現代社会文化研究科：研究指導教員104人（うち教授52人）、研究指導補助教員36人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員153人（うち教授129人）、研究指導補助教員126人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員30人（うち教授22人）、研究指導補助教員10人

〔博士後期課程〕

- ・ 現代社会文化研究科：研究指導教員40人（うち教授39人）、研究指導補助教員1人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員153人（うち教授129人）、研究指導補助教員126人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員15人（うち教授15人）、研究指導補助教員17人

〔博士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員193人（うち教授70人）、研究指導補助教員181人

教育学研究科教科教育専攻の各専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、英語教育専修において、必要とされる研究指導教員数を1人下回っており、理科教育専修において、必要とされる研究指導補助教員数を1人下回っている。この状況は、平成18年3月31日付けで教授が定年退職したことにより発生し、現在に至っているが、理科教育専修においては、平成19年12月1日付けで解消し、英語教育専修においては、平成20年4月1日付けで解消することが決められている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 実務法学研究科：33人（うち教授24人、うち実務家教員10人）
- ・ 技術経営研究科：15人（うち教授9人、うち実務家教員9人）

これらのことから、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員採用に当たり公募制を採っており、年齢構成、性別構成に配慮するとともに、社会人、外国人教員の確保にも努めている。平成18年度における公募制採用者数58人、公募採用率89.2%となっている。年齢構成に関しては、41～45歳（21.3%）をピークになだらかな人口ピラミッドをなしている。性別構成に関しては、全学の総計で女性教員の比率は13.3%であるが、平成18年度の新規採用教員の26.5%は女性であり、増加傾向にある。外国人教員比率は全学の総計で1.8%であるが、独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベースの活用等により外国人教員の採用機会増大を図っている。

また、流動定員により配置したポスト、補助事業及び外部資金により配置した教員ポスト等を任期制とした結果、任期制ポストが増加している。任期制教員の全学の教員に占める割合は38.6%であり、教員組織の活性化を図っている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇格等の人事は学系が担い、新潟大学職員任免規程に則った任用基準をもとに管理・運用されている。

教育上の指導能力については、選考の際の書類様式に教育経歴の欄を設け、これをもとに書面審査を行うとともに、2次審査（面接）において授業能力等の評価を行っている。教育研究上の指導能力については、研究業績等を精査してその評価を行っている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成17年度までは学生に対する授業評価アンケートは各学部で実施していたが、平成18年度からは全学で実施する体制となっている。アンケート結果については、教員と学生に対しウェブサイト上で公表している。評価結果に対する取組については、各学部で教員の教育活動に対する問題点等が収集・検討され、問題がある授業は学部長が担当教員に指示を与えるなど改善に繋げる取組が行われている。さらに、全学教育機構でも授業評価アンケートの結果が一定基準に満たない科目については、担当教員に改善計画の提出を求めるなど、授業改善に繋げる取組に着手している。

また、全科目を対象にした「新潟大学学長教育賞」が制定され、特に優れた教育活動に対して全学的に評価する体制が整えられている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の採用・昇格人事の際に、教育内容と関連した研究活動の有無を審査している。結果として、教員は教育内容に対応する研究活動を行っている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

学務関係の事務職員は現在計 171 人が配置されている。学務関係を含む学部等事務を学系事務部へと再編統合するなど、業務の効率化・合理化を進めている。

技術職員については、平成 19 年 10 月現在、教室系技術職員 102 人、医療系技術職員（教室配置）3 人、教務職員 3 人が配置されている。

また、教育補助者については、900 人以上の TA が採用されている（平成 18 年度は 941 人）。実際の活用に関し、部局ごとの活用方法に違いはあるが、実験、演習や履修者の多い授業、導入教育科目に重点配置するなどして教育効果の向上を図っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者がおおむね適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「新潟大学の将来設計について（グランドデザイン）」に則り、研究教育組織の機動的かつ柔軟な運用を図るべく、教員組織を教育研究院に統合・再編している。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

入学者受入方針は、大学の基本理念及び教育目標に沿って、全学の入学試験委員会、入学試験実施委員会及び各学部・各研究科の入学試験関係委員会、教授会等の審議を経て定められている。また、平成18年度には学部ごとの入学者受入方針について全学的な再検討が行われ、受験生により分かりやすい形に修正したものが、平成18年11月の入学試験委員会において承認されている。

これらはいずれも、ウェブサイト、学生募集要項、各学部案内等に記載され、公表、周知されている。また、オープンキャンパスや高等学校訪問、県外の進学説明会においても、入学者受入方針を説明し、周知を図っている。

一般選抜の前期日程では、主として個別学力検査により、学部や学科の特徴に応じた基礎学力を重視した選抜が実施され、一般選抜の後期日程や推薦入学等の特別選抜においては、総合問題・小論文・面接等によって、受験者の能力や適性を重視した選抜が行われている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-1① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者受入方針に沿った学生確保のために、一般選抜の前期日程、一般選抜の後期日程のほかに、推薦入学、社会人特別選抜等の選抜が実施されており、各選抜で採用している受入方法については、入学者選抜要項や学生募集要項に記載されている。

全学の平均受験倍率（受験者数／募集人員）は、前期日程2.6倍、後期日程3.2倍、推薦入学2.8倍となっている。学科・課程ごとの受験倍率は、一部に2.0倍を切っている場合もあるが、おおむね2.0倍以上の受験倍率を保っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

入学者受入方針は、資質豊かな学生を広く求めることとされており、留学生・社会人・編入学生の受入

についても同様である。学部・研究科によっては、より詳細な入学者受入方針が示されている。選抜方法については、学生募集要項等に記載され、公表されている。留学生の特別選抜では、日本語による面接や小論文試験を課している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学生募集から合否判定に至るまでの入学者選抜は、学長を長とする全学の入学試験委員会とその下に設置された教育担当の副学長を長とする入学試験実施委員会による体制の下で実施されている。試験当日は、外部モニターに試験問題チェックを担当してもらうなど、ミス防止に努めている。

大学院については、各研究科学務委員会の責任の下で実施されている。

合否判定は、試験結果等の判定資料を基に、各学部・各研究科での選考会議、教授会の議を経て行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学長・理事直属組織として専任教員を配置した入学センターが組織され、受験生の動向や入学試験の分析結果等について、入学試験委員会、入学試験実施委員会で報告が行われている。これらの分析結果は、要請に応じて各学部にも提供され、学部の入学試験関連委員会において入学者選抜改善のための資料として活用されている。また、各学部においても、選抜区分別の入学者の追跡調査等が行われている。

さらに、平成18年度には、各学部の入学者選抜について個別に検討を行うため、入学試験委員会の下に、入学試験改善ワーキンググループが設置され、検討が行われた結果、いくつかの学部・学科について、一般選抜前期日程での志望制の導入、募集人員の変更、後期日程における個別学力試験の廃止、地域枠の導入等が行われている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成15年度～平成19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成16年4月に改組された現代社会文化研究科（博士前期課程）については、平成17～19年度の3年分、現代社会文化研究科（博士後期課程）については、平成16～19年度の4年分、自然科学研究科については、平成17～19年度の3年分、平成16年4月に設置された保健学研究科（博士前期課程）については、平成16～19年度の4年分、平成19年4月に設置された保健学研究科（博士後期課程）については、19年度分、平成16年4月に設置された実務法学研究科については平成16～19年度の4年分、平成18年4月に設置された技術経営研究科については、平成18～19年度の2年分。）

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.05倍
- ・ 教育人間科学部：1.08倍

新潟大学

- ・ 法学部：1.06 倍
- ・ 経済学部：1.05 倍
- ・ 理学部：1.09 倍
- ・ 医学部：1.00 倍
- ・ 歯学部：1.00 倍
- ・ 工学部：1.06 倍
- ・ 農学部：1.06 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.15 倍
- ・ 医歯学総合研究科：1.05 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 現代社会文化研究科：1.03 倍
- ・ 自然科学研究科：1.02 倍
- ・ 保健学研究科：1.47 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 現代社会文化研究科：1.16 倍
- ・ 自然科学研究科：0.81 倍
- ・ 保健学研究科：1.16 倍

〔博士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：0.96 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 実務法学研究科：0.96 倍
- ・ 技術経営研究科：0.95 倍

〔別科〕

- ・ 養護教諭特別別科：0.94 倍

保健学研究科（博士前期課程）では、入学定員超過率が高い。また、現代社会文化研究科（博士後期課程）の人間形成文化論専攻では2.31 倍と入学定員超過率が高い。

定員充足率の低い自然科学研究科（博士後期課程）では、社会人入学の受入実績のある県内高等学校教員からの入学者増を図るため、平成 18 年度に県内高等学校の自然系領域各協会長を訪問し、派遣の依頼をしている。また、首都圏や過去の応募実績のある大学等への広報を充実させている。さらに、平成 20 年度入学者の募集に向け、定員充足ワーキンググループを設置して、学部学生向け進学ガイダンスや、社会人入学のための高等学校教員向けのガイダンスを開催するなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化に取り組んでいる。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院の一部の研究科等を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科等においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

中期計画には、学士課程の教育目標を実現するため「教養教育と専門教育を、連続性・段階性・体系性を有する一貫した教育体制に組み換え、学士課程教育を充実する。従来の学位を基礎としながら、副専攻制度を導入して複線型履修を可能とする教育課程を整備する」ことを謳っている。

平成17年度に教養科目と専門科目の科目区分を撤廃して一元化し、学士課程に関わる全授業科目を学問分野別の科目区分に整理している。

各授業科目には「どの学問分野に属し、どのような水準であるか」を示す分野コードと水準コードが付され、「新潟大学授業科目開設一覧」として学生に提示する制度が導入されている。

各学部は、それぞれの分野の特色に応じた教育目標を定め、それに従って、開設している全授業科目から、専門教育に資する科目と教養教育に資する科目を体系的に編成することにより、授与する学位に則した教育課程を編成している。

一般的には、初年次に導入科目を配置し、必修、選択及び選択必修科目等に区分して、1、2年次には基礎的な講義、実験・実習、演習、2、3年次には、専門的な講義、実験・実習、演習を配置し、4年次には多くの学部で卒業研究・ゼミナール等を体系的に配置し、教養教育と専門教育の両面の観点で教育課

程を編成している。

また、理学部1コース、工学部7コース、農学部2コースが、到達目標を明確にした教育プログラムとしてJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定プログラムとして認定されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学部・学科等は、教育目標に基づき、授与する学位に応じた授業科目を精選し、連続性・段階性・体系的性を備えた教育課程を編成し、全学教育機構に対してその授業科目の開設要請を行っている。全学教育機構はその授業科目について、授業科目を担当する教員組織の教育研究院と授業科目の開設要請があった各学部との整理・調整の後、公示している。

全学教育機構で授業科目の開設計画を立案するに当たっては、全学教育機構の授業開設部門の下に置かれた各科目区分ごとの代表者で組織する部会代表者・委員会により内容の検討調整が行われ、授業科目担当教員はその科目の分野・水準を認識した上で授業計画を立て、それをシラバスで公示することで、科目内容の標準化と透明性の確保を実現している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各学部・学科の授業担当教員は、授業科目と関連のある分野における研究を行い、学問分野の進展を反映した教育を担保している。授業内容においては研究の状況を反映したものとなるよう工夫され、最近の学会での新たな知見も反映することに努めている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

「分野・水準表示法」の整備によって、学生は、大学で開設されている全授業科目を、履修することができ、諸分野の基礎から高度な内容まで学習することが可能になっている。さらに、平成16年度に、学生の多様なニーズに応じて履修できる教育プログラム（副専攻制度）が整備され、所属学部の学位とは別に、特定分野の学習成果が認定されている。平成17年度は17人、平成18年度は39人に認定証書が授与されている。副専攻プログラムは24単位で構成され、副専攻の認定を受けるためには合計136単位の修得が必要である。平成19年度は課題別副専攻14と分野別副専攻6のプログラムが設定されている。

平成18年度には、入学前に取得した公的認定外国語試験の成績に基づき165人に外国語科目の単位を認定しており、新入生に対して「TOEIC I Pテスト」を実施して、一定の成績（470点以上）の者695人に英語科目の単位を認定している。各種単位認定制度や放送大学を含む他大学との単位互換制度を整備するとともに、キャリアセンターを中心にインターンシップを含むキャリア意識形成教育の整備充実を進めている。さらに、社会の要請に応じることのできる複数の教育プログラムについては、平成17年度に「中越地震に学ぶ赤ひげチーム医療人の育成」が文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支

援プログラムに採択され、「地域支援テレビ会議システム」による地域医療病院医師との会話形式の講義やワークショップの開催、中越地震被災地での仮設住宅や仮設診療所の見学、チームでのへき地を含む地域における訪問診療や訪問看護等の地域医療体験実習等を通し、学生は地域医療現場を肌で感じ、チーム医療の重要性や問題点を認識している。また、平成18年度に「企業連携に基づく実践的工学キャリア教育—職業意識の自己形成に向けた学生・技術者・教員の協働—」が文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択され、キャリア教育がより実践的なものとなるなど教育改革に貢献している。そのほか、平成19年度に「総合大学における外国語教育の新しいモデル—初修外国語カリキュラムの多様化と学士課程一貫教育システムの構築—」が文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択され、「ダブルホーム制による、いきいき学生支援—地域協働による、学生の自律を目指す、予防的環境の構築—」が文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムに採択されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

科目の授業形態と学習時間及び単位の関係については、学則第49条の規定に従って各学部のガイダンス及び個々の授業等で周知している。また、学則第52条に基づき、多くの学部で、学生が予習・復習の時間を十分確保できるよう、履修単位の上限を設定（CAP制度）するとともに、GPA制度を導入している。

シラバスの作成に当たっては、ガイドラインを定め、学習の到達目標を明示し、成績評価はその達成度を評価するものという位置付けであることを明確にして、その周知を図っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間主コースを併設する経済学部では、第6限（18時5分から19時35分）と第7限（19時45分から21時15分）が設定され、4年間で卒業要件を満たすことができる教育課程が整えられている。教養教育に関する科目については、全学的体制の下で必要な科目が学生に提供されている。また、経済学部の資料室及び夜間主自習室は21時30分まで開室され、附属図書館が22時まで開館されていることも併せて、学生の自主的な学習が支援されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

大学の教育目標及び各学部・学科・課程等の教育目標に基づき、それぞれの分野の特性に応じて、講義、演習、実験、実習、フィールド型授業等を組み合わせた教育課程が設定されている。いずれの学部も、初年次に大学教育の動機付けを目的としたスタディ・スキルズ（大学学習法）等の科目を配置し、大学における学習方法への導入を促している。スタディ・スキルズ、外国語科目、演習及びセミナー等の授業は、少

人数の対話・討論形式で行われている。また、各学部では教育効果を高めるため、多様なメディア、情報機器等を活用している。さらに、平成15年度に「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成－創造性豊かな技術者を志す学生の連携による教育プログラム－」（共同プロジェクト）が特色GPに採択され、技術者との対話を可能とするネットワークシステムを構築し、学生の自主学習環境を充実させているほか、平成18年度に「学生主体の三位一体新歯学教育課程～社会に貢献する包括的歯科医師の育成を目指して～」が特色GPに採択され、学生主体型教育への転換により、学生のカリキュラムに対する満足度が大幅に上昇するなど、教育効果を上げている。

TAについては、講義、実験・実習、演習、フィールド型授業等の教育補助、課題研究における指導補助、履修指導補助等に活用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学教育機構教育支援部門の研究会（FD）によりまとめられた共通認識「シラバスは学生がその科目を受ける意味や、その科目では何を目標にどのように学習すればよいのか、そしてその成果はどのように評価されるかを確認できることが望まれる」に基づき、学習到達目標、成績評価の方法と基準等の各項目ごとに記入の際に留意すべき事項をまとめた全学統一のシラバスガイドラインが作成されている。学生は、検索機能を備えたシステム上に公表されているシラバスにより履修計画を立て、履修申請を行っている。履修期間のウェブシラバスへのアクセスは約9万件であり、加えて、初年次学生には冊子体のシラバスも配付されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生が自主的に学習する体制を支援するため、附属図書館のほか、各学部では図書閲覧室、自習室を設け、利用が許可された講義室等を学生に自習スペースとして提供している。また、総合情報処理センターは8時30分から20時まで利用可能としている。

各学部では、アドバイザー制度や担任制度を設けて、学生の履修状況を把握して指導を行う体制を整備し、基礎学力不足の学生に対しては個別に指導を行うなど、学習への配慮を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価の基準は、新潟大学における授業科目の区分に関する規則第7条に、授業科目の評価は、100

点満点をもって評価し、60点以上の成績を得た学生を合格、59点以下の成績を得た学生を不合格とすること、成績の評語は、90点以上を「秀」、89点から80点までを「優」、79点から70点までを「良」、69点から60点までを「可」及び59点以下を「不可」とすることが明記されている。成績評価基準は講義概要（主として教養教育に関する科目）、学部の学生便覧、履修の手引等に記載され、ガイダンスで学生に周知されている。

卒業認定基準についても、学則第60条に明記されており、4年以上（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては6年以上）在学し、学部ごとに定める授業科目を履修し、124単位以上（医学部医学科及び歯学部歯学科にあっては188単位以上）を修得した者については学部教授会の議を経て学部長が卒業を認定することが定められている。学部ごとに定める卒業認定の基準は、各学部規程で定められ、ガイダンス、履修案内、学生便覧等で学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-1② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

各授業担当教員は、シラバスに明示した成績評価の方法と基準に従い、成績の評価をしている。卒業判定は各学部において、教務関係の委員会で成績データを精査し、学則及び学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

個々の授業の成績評価は、シラバスにあらかじめ明示された方法と基準に従っている。シラバスガイドラインにおいて、学習の到達目標を「観察可能な学習成果（知識、技能など）を箇条書き」で具体的に明示し、成績評価は「学習の到達目標の達成度を評価するものである」ことを求めている。また、成績分布はウェブサイトで公表されており、評価の透明性が確保されている。学生から成績評価に対する異議申立てがあった場合は、学部ごと（学務係、学生相談室等）及び全学的な（教務課、学生何でも相談室）複数の窓口を設けて対応している。

なお、各授業科目成績評価に用いたレポート、試験答案、出席状況等の資料は授業担当者が5年間保存することが全学的に決められている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学の中期計画には、大学院の教育目標を実現するため「伝統的な専門分野だけでは捉えきれない問題領域や学際的・統合的分野にも対応できる能力を涵養する」ことが謳われており、各研究科の教育課程の編成の趣旨は以下のとおりとなっている。

- ・ 教育学研究科：現代の教育現場と教育に関する複雑な教育実践上の諸問題に、さまざまな角度からの確に対応し得る高度な専門的能力と識見を備えるような内容の授業構成とする。
- ・ 現代社会文化研究科：課題探求能力の育成を基本理念とし、現代における社会や文化をめぐる諸問題

を、共生という視座から学際性と専門性の獲得ができるような授業構成とする。

- ・ 自然科学研究科：専門性と学際性を考慮し各学問領域の連携及び専門性の深化・高度化に対応する一貫した教育課程を有する編成とする。
- ・ 医歯学総合研究科：各専攻分野の研究理論及び研究方法を教育するとともに、学際的・境界型教育を進めるために3段階からなる教育課程を編成する。
- ・ 保健学研究科：「保健学は生命と健康に関する学際的学問」という共通認識のもとに、保健学について俯瞰的な視野を持って研究に取り組むことができる能力を涵養するとともに、予防医学・保健医療に関する専門的な研究や実践活動を加えた教育課程の編成とする。

これらは各研究科の学生便覧やウェブサイトで示されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科では、それぞれの教育課程の編成の趣旨に沿った授業が実施されており、授業の内容を例示すると、次のとおりである。

- ・ 教育学研究科の教育実践総合演習では、高度な専門的能力を身につけるために、各種学校園や施設において教育・学習活動等の実際を経験し、教育現場の諸課題を把握・認識、分析・検討を行い、諸課題の解決のための方途を探求する。
- ・ 自然科学研究科のアドホックネットワーク・メッシュネットワーク特論では、アドホックネットワーク、メッシュネットワークの技術を活用したシステムの研究、開発、構築、設計、運用に関する基本知識・指針を得るため、技術が生まれた背景、どのような使い道があるか、国際的標準化動向について解説する。
- ・ 保健学研究科の医療情報統計学では、保健学領域での実践活動や実証的研究のために、保健医療情報に関する各種データの科学的な情報収集及び解説方法の学習。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

大学院指導の教員は、それぞれ教育内容と関連する研究テーマを追求し、そこで得られた成果を適宜授業に反映するとともに、学会等で発表された新たな知見も取り入れた授業内容としている。例えば、医科学（修士課程）の「脳と心の医科学」では、21世紀COEプログラム「脳神経病理学研究教育拠点形成」及び連携融合事業「水分子の脳科学」の研究を進めている脳研究所の教員も参加し、その研究成果をも反映した内容で授業を構成している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各研究科とも、研究科規程に則り、シラバスに沿って授業を行っている。また、社会人学生に対しては、希望の授業が履修できるよう時間割が工夫されている。授業時間外においても個別指導の時間をとり、学

位取得に向けた学習環境に配慮している。加えて、予習・復習・研究のために大学院生室、演習室、実験室等が用意されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

教育方法の特例の適用を受けた学生に対し、各研究科とも夜間開講、土曜日や日曜日の集中講義などの工夫をしたプログラムが提供されている。また、授業時間外においても、通常の大学院生と同様に個別指導の時間を確保し、学位取得に向けて適切な学習環境になるよう配慮されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科の教育の目的に照らして、授業形態を工夫している。なかでも医歯学総合研究科では、各教員の許諾に基づいて講義のビデオ撮影を行い、ウェブサイトに登録し、補習を希望する学生がいつでも視聴可能となるよう配慮（バーチャルレクチャー）している。また、そのほかの研究科でも、研究科の特性に合わせて、発表形式や演習形式の授業、対話・討論型の授業、比較的広い分野の学生を対象とした講義等が実施されている。

教育学研究科でも、現職教員でない大学院生を対象に、各附属学校を中心に「学校インターンシップ」を実施し、実践的能力を高めている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、ガイドラインに従って作成され、ウェブサイトで公開されている。学生は、指導教員と相談しながら履修計画を作成する際に活用している。

さらに、学習の到達目標の具体化、成績評価基準・方法などシラバス記載内容の充実を図っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

各研究科において、学位論文の作成等に対する研究指導が行われている。研究指導は主指導教員と副指

導教員で行い、准教授も指導に当たっている。また、学会での発表や学術雑誌への論文投稿を可能とするよう指導が行われており、特に、博士後期課程学生の研究活動活性化のため、学術専門雑誌等への論文投稿を奨励するとともに、国外での国際会議での研究発表に対し、平成 17 年度より全学の教育経費による支援が行われている。

また、平成 17 年度に、医歯学総合研究科口腔生命科学専攻の「留学生大学院教育の実質化による国際貢献」が、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択され、留学生が 1 年間で基礎教育を受け、次年度帰国した後、e-learning による授業で単位を修得し、両大学の指導により学位論文が完成できるよう環境整備を図っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

各研究科では複数の教員による指導体制をとっており、研究テーマの決定等、副指導教員にも研究面・教育面で指導を受けることができるようになっている。また、学生の将来のキャリアを考え、TA・RAの経験により、指導能力や教育能力を身につけるようにしている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

各研究科とも、学位論文を執筆し学位取得に至るまでのプロセスや規定を明文化しており、それに従った指導体制をとっている。中間発表会、学会発表、学術雑誌への論文投稿等、学位論文作成過程における指導も含め、主指導教員と副指導教員の複数で指導に当たっている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

新潟大学大学院学則第 25 条に、授業科目の評価は、100 点満点をもって評価し、60 点以上の成績を得た学生を合格、59 点以下の成績を得た学生を不合格とすること、成績の評語は、80 点以上を「A」、79 点から 70 点までを「B」、69 点から 60 点までを「C」及び 59 点以下を「D」とすることが定められている。

修了認定基準については、同規則第 32 条に各課程ごとに必要な在学年数、修得単位数、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること等の条件が定められている。

これらの基準は学生便覧、ガイダンス等で学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科とも、シラバスに明記された成績評価基準に基づいて評価しており、単位認定、修了認定は学則、大学院学則及び各研究科規程に基づいて実施している。修了については、学位論文の審査を行った上で、研究科教授会にて認定が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文に係る審査は、各研究科とも、主査と副査2人以上で学位論文の審査に当たり、最終的に教授会で学位の授与を決定している。

なお、当該専修や研究科内に適当な副査担当者がいない場合は、学内の他研究科や他大学の研究科所属教員に審査を委嘱することがある。また、学位論文と最終試験の結果は報告書にまとめられ、研究科構成員全員に公開した後、教授会に諮られている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価は、シラバスや学生要覧であらかじめ明示した方法と基準に従って、原則として担当教員が行っている。学生の成績評価に対する異議申立てについては、授業担当教員、各研究科の学務係、全学の教務課、学生なんでも相談室が窓口となっており、それぞれで対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

平成16年4月に実務法学研究科が、平成18年4月に技術経営研究科が設置されている。

実務法学研究科の教育課程は以下のとおりである。

- ・ 学生の将来の進路を念頭において、そのために必要な科目を学生が適切かつ効果的に選択することができるようにしたコア・カリキュラムとして、市民法務、経営法務、自治体法務、刑事法務の4つのカリキュラムを提供している。

技術経営研究科の教育課程は以下のとおりである。

- ・ 導入科目群である「基礎プログラム」、技術経営学習の中核となる「コア・プログラム」、将来的シーズであるフロンティアビジネスを提供する「発展プログラム」の3つの段階的プログラムを教育課程の柱に据えている。

両研究科では教育の目的に基づき、「法務博士（専門職）」、「技術経営修士（専門職）」の学位を授与することとしており、それぞれの目的に照らして教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

実務法学研究科では、実務家教員と研究者教員とが協力した授業も設定するなど、法曹職の総合的事案解決技能養成のための授業内容となっている。また、技術経営研究科では、基礎プログラム、コア・プログラム、発展プログラムの3つの段階的プログラムにおける科目を配置し、講義、演習、グループワーク、テクニカル・ヴィジット等の組み合わせにより授業を構成している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

両研究科ともシラバスに示すように、現在及び将来において求められている実務的、実践的な内容を包含した科目が多く開設されており、授業の担当者である研究者教員と実務家教員の専門性と特性を担当科目に反映する配置になっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

実務法学研究科では、授業時間外の学習時間を確保するため、授業は原則として午前中あるいは3時限で終了する時間割を採用している。また、定期試験だけでなく、授業参加の積極性、課題への対応状況、小テストなどにより成績評価が行われている。

技術経営研究科では、ケーススタディ、テクニカル・ヴィジット等を含む実践的な授業を行い、課題による授業時間外の学習を求めている。また、成績評価においては、シラバスに学習の到達度を提示し、定期試験、小テスト、レポートを課して、目標に達していないものは不合格とする絶対評価を行っている。

また、両研究科とも、少人数での指導体制により、履修指導が行われている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

技術経営研究科では、社会人を主対象としていることから、夜間・週末に授業を開講し、勤務の都合上止むを得ず授業に出席できない場合に備えて、インターネットを利用した双方向的補習体制が整えられている。具体的には、資料や課題をウェブサイトに掲載し、電子メールによる提出ができる体制を整えている。また、勤務の関係等から授業が受けられなくなった場合にも、その授業での要点を事前・事後において当該者に配信しているほか、教員に対しては、質問等への返信を義務化している。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

実務法学研究科では、学生の将来の進路を念頭において市民法務、経営法務、自治体法務、刑事法務の4つのカリキュラムが提供され、技術経営研究科においても、新潟地域企業の抱える課題にリンクした分野も設定され、導入科目群である「基礎プログラム」、技術経営学習の中核となる「コア・プログラム」、将来的シーズであるフロンティアビジネスを提供する「発展プログラム」の3つの段階的プログラムを柱に据え、専門職養成課程として大学院での学習・研究から将来の専門職レベルでの実践への円滑な移行が設計されている。

また、実務法学研究科では次のような取組を行っている。

- ・ 平成16年度に「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム」（共同プロジェクト）が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択され、法科大学院生が諸外国の裁判制度と法実務の実態を海外研修によって把握し、それを通じて「国際的」な実務家法曹及び研究者法曹を養成する取組を行っている。
- ・ 平成16年度に「法学未修者向け導入教育プログラム開発」が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択され、法学未修者に「法的な理解と思考」を身につけさせ、民法の体系的理解

を容易にするための導入教育プログラムを開発している。

- 平成17年度に「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」(共同プロジェクト)が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択され、地域経済の構造的特質により異なる具体的問題に対応し得る法的見識と国際的視野を涵養する法曹教育のあり方の検討、教材の研究・開発を行っている。

上記に加えて、平成19年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」(共同プロジェクト)が専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィードバック型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

実務法学研究科では、専門職大学院設置基準に基づいた授業形態・教育方法(少人数、双方向・多方向的授業、理論と実務との架橋等)が採用され、実践されている。

技術経営研究科では、基礎プログラムにおいては講義形式主体であるが、コア・プログラム、発展プログラムでは、「テクニカル・ヴィジット」、「個別演習」、「グループワーク」を効果的に組み合わせて、少人数教育が行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

実務法学研究科、技術経営研究科とも、授業概要、学習の到達点等の学習支援情報を記載したシラバスを学生に配布するとともにウェブサイトでも公開している。学生は履修登録時及び学習・研究に至るプロセスで活用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

実務法学研究科、技術経営研究科とも、各授業科目の成績評価基準は、シラバスに明記されている。

修了認定基準については、実務法学研究科では3年間以上の在学と96(必修科目72、選択科目24)単位以上の修得(法学既修者に関しては、2年間以上の在学と66(必修科目42、選択科目24)単位以上の修得)と定められ、技術経営研究科では2年以上の在学と必修科目16単位を含む40単位以上の修得と定められている。各研究科の学生便覧に記載され学生に配布されるとともにウェブサイトでも公開されている。

る。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

実務法学研究科では、「成績評価のあり方に関する申し合わせ」を教授会で決定し、それに従って成績評価・単位認定を実施している。進級要件に関しても学年ごとの進級要件を設定し、修了認定についても基準に従って運用している。

技術経営研究科でもそれぞれの成績評価基準に従って実施しているが、設置後2年目であることから、修了認定はまだ行っていない。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

実務法学研究科、技術経営研究科とも、シラバス等で示した成績評価の方法・基準に基づいて評価が行われている。学生が成績評価等について異議がある場合には学務委員会委員長に対し異議申立てができるようになっている。

実務法学研究科では、異議申立て受理後、担当教員に通知され、担当教員と申立者が協議し、その結果を学務委員会に報告することとしているが、申立者がその結果に不服がある場合には、審査委員会を設置して審議することとしている。

技術経営研究科では、異議申立て受理後、必要な確認を行った後、学務委員会及び教授会で審議することとしており、必要に応じて申立者に確認をすることとしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- JABEEプログラムの認定に積極的に取り組み、3学部にわたり10の教育プログラムが認定されている。
- 教養教育と専門教育とを、連続性・段階性・体系性を有する一貫した全学的教育体制に組み換え、「分野・水準表示法」によって各授業科目の内容とレベルを標準化しており、学生が自分の能力、意欲に応じて諸分野の基礎から高度な内容まで履修できる環境を整えている。
- 学生の多様なニーズに対応できる副専攻制度により、所属学部の学位とは別に、特定分野の学習成果を認定している。
- 文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラムにおいて、平成17年度に「中越地震に学ぶ赤ひげチーム医療人の育成」が対応した医療人教育支援プログラムに採択され、「地域支援テレビ会議システム」による地域医療病院医師との会話形式の講義やワークショップの開催、中越地震被災地での仮設住宅や仮設診療所の見学、チームでのへき地を含む地域における訪問診療や訪問看護等の地域医療体験実習等を実施している。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成18年度に「企業連携に基づく実践的工学キャリア教育—職業意識の自己形成に向けた学生・技術者・教員の協働—」が採択され、キャリア教育がより実践的なも

のとなるなど教育改革に貢献している。

- 文部科学省特色GPにおいて、平成 15 年度に「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成－創造性豊かな技術者を志す学生の連携による教育プログラム－」（共同プロジェクト）、平成 18 年度に「学生主体の三位一体新歯学教育課程－社会に貢献する包括的歯科医師の育成を目指して－」が採択され、技術者との対話を可能とするネットワークシステムを構築及び歯学部において学生主体型教育への転換を行っている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、平成 17 年度に「留学生大学院教育の実質化による国際貢献」が採択され、留学生が 1 年間で基礎教育を受け、次年度帰国した後、e-learning による授業で単位を修得し、両大学の指導により学位論文が完成できるよう環境整備を図っている。
- 文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、平成 16 年度に「裁判と法実務の国際的体験研修プログラム」（共同プロジェクト）及び「法学未修者向け導入教育プログラム開発」、平成 17 年度に「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」（共同プロジェクト）が採択され、法科大学院生が諸外国の裁判制度と法実務の実態を海外研修によって把握し、それを通じて「国際的」な実務家法曹及び研究者法曹を養成する取組、法学未修者に「法的な理解と思考」を身に付けさせ、民法の体系的理解を容易にするための導入教育プログラムの開発及び地域経済の構造的特質により異なる具体的問題に対応し得る法的見識と国際的視野を涵養する法曹教育のあり方の検討、教材の研究・開発を行っている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成 19 年度に「総合大学における外国語教育の新しいモデル－初修外国語カリキュラムの多様化と学士課程一貫教育システムの構築－」が採択されている。
- 文部科学省新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムにおいて、平成 19 年度に「ダブルホーム制による、いきいき学生支援－地域協働による、学生の自律を目指す、予防的環境の構築－」が採択されている。
- 文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムにおいて、平成 19 年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」（共同プロジェクト）が採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学の目的に沿った各学部や大学院の教育目標や育成しようとする具体的な人材像については、ウェブサイト、学生便覧、大学概要、学生募集要項、学部要覧、履修の手引等で明示され、ガイダンスでも周知されている。

大学として教育目標の達成状況を検証・評価するため、全学規模で企業関係者及び卒業生へのアンケート調査を行っている。また、学生の履修状況、卒業（修了）状況、学生の進路などについては大学教育委員会・全学教育機構委員会が全学的観点で状況の把握及び検討を行っている。各学部には修学状況を点検・評価するための組織として点検・評価委員会や学務委員会が置かれている。教育目標の達成状況は卒業論文や学位授与率、卒業生の進路等から検証・評価されているほか、国家試験の合格状況や、学部別の卒業生や就職先へのアンケート調査や意見聴取等により検証・評価されている。

大学院の各研究科では、学位論文と最終試験等から学生が身につける学力、資質・能力が検証・評価されているほか、学生へのアンケート調査、修了生や就職先からの意見聴取等によって、教育の達成状況が検証・評価されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生の履修状況は平成18年8月から稼働している学務情報システムにより全学的に把握されている。

単位修得率はほとんどの学部・学年で80%以上であり、各学年でのGPAも2.0以上である。また、各学年での修得単位数も、おおむね妥当な値、配分となっている。

学士課程における標準修業年限での卒業率は、全ての学部で80%以上となっている。また、平成18年度国家試験合格率は、医師国家試験98.0%、歯科医師国家試験92.2%、看護師国家試験97.3%、保健師国家試験98.8%、助産師国家試験94.4%、診療放射線技師試験100%、臨床技師国家試験92.1%である。

大学院における標準修業年限での修了率は、修士課程・博士前期課程においては、すべての研究科で70%以上となっているが、博士課程・博士後期課程については、現代社会文化研究科で27%、自然科学研究科においては55%である。なお、実務法学研究科（専門職学位課程）における平成18年度の司法試験合格率は50%となっている。

これらのことから、おおむね教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

全学教育機構教育支援部門が学士課程で開設している全授業科目について、統一された様式で授業評価アンケートを実施し、結果を授業担当教員にフィードバックするとともに、ウェブサイトで公開している。95%以上の授業科目については、授業の総合的な満足度（-2～+2までの5段階評価）が0以上となっており、履修学生は満足度の観点でプラスの評価を与えたことを示している。

また、全学教育機構・大学教育開発研究センターで毎年対話集会を開催し、学生からの意見を聴取しているほか、一部学部では学部単位での対話集会が行われている。対話集会で示されている学生の意見では、教育カリキュラム全体の成果についての深刻な不満は表明されていないことから、学士課程全体の成果や効果については、学生から一定の評価が得られているものと判断している。

大学院学生においては、一部研究科においてアンケート調査や懇談会等が行われている。大学全体として教育成果を判断するに足る十分な情報ではないが、現時点では一定の成果が上がっているものと考えている。

全学教育機構においては、教育成果の評価・検証を行い改善に資する全学的な仕組みの充実策を検討している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程及び大学院課程の卒業（修了）生の就職率は、いずれの学部・研究科でも90%を超えている。

学部別の産業別進路状況はそれぞれ異なるが、全体的には学生の希望に沿って技術者や教員、医療関係者、事務、サービス等多岐にわたる職種に就職している。また、自然科学系学部においては、進学する学生が半数以上（平成18年度：理学部54.1%、工学部63.3%、農学部30.3%）に及んでいる。医学部及び歯学部（学年進行中の口腔生命福祉学科を除く）卒業生の国家試験合格率はいずれの試験でも90%を超えている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

企業関係者及び卒業生の教育成果に対する評価を教育改革に生かすことを目的として、定期的にアンケート調査を行うこととしており、平成17年度に企業関係者対象の、平成18年度には卒業生対象のアンケート調査を行っている。

平成18年実施の卒業生アンケートでは、約85%の学生が当該大学を卒業したことに満足しているという結果が得られている。また、平成17年度の就職先へのアンケートの結果においても責任感、一般的教養、熱意の点での卒業生への評価は「十分に備わっている」と「やや備わっている」を合わせて80%以上となっている。一方、コミュニケーション能力や創造性、積極性などの点で、さらに充実を図る必要性も指摘されている。また、学部別に実施している学部生や卒業生対象のアンケート調査において満足度が高く、個別的な企業訪問や企業の人事関係者との面談の折の情報収集においても、卒業生は各就職先などで一定の

新潟大学

評価を得ている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部の新入生には、入学直後に学生生活や学習相談等のガイダンスを行い、新入生合宿研修を実施している学部もある。新入学時の履修ガイダンスは各学部で行っており、各学部とも1日目は履修方法や卒業要件の説明を行い、2日目に質疑応答を行っている。ガイダンスは、学生便覧等を利用して行われ、開講する全ての授業科目が記載された授業科目一覧表（シラバス）や学務情報システムから検索できる電子シラバスを利用して履修計画を立てるよう指導がされている。

また、必修科目の「大学学習法（スタディ・スキルズ）」でも、学習方法と各専門分野の紹介をしている。第2年次以上の学生にも、各学部、学年・学科・履修コースごとに、各学期初めにガイダンスが行われている。副専攻制度については、全学教育機構によるガイダンスが実施されている。

大学院でも、入学時の研究科全体ガイダンスのほか、各専攻別でも実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

各学部においてクラス担任、アドバイザー、学生支援委員等による学習相談・助言が行われている。全学的には学生相談室があり、学生は、所属学部等を問わずに相談できるようになっている。各学部等では、オフィスアワーが設定されており、一覧表の配布やシラバス等への掲載等により学生に周知されている。従来の電子メールのほか、教員は担当授業科目聴講学生に対し、平成18年度から稼働している統合型学務情報システムを利用した履修指導・助言も可能となっている。また、統合型学務情報システムには、個々の学生の情報（履修情報、成績情報、進級情報、奨学金情報、授業料減免情報、保険情報、健康情報、所見情報等）について一括で閲覧可能な機能を持つ「学生カルテシステム」が設けられている。現在、個人情報保護の観点から閲覧権の制限など運用方法の細部について検討しており、アドバイザー、あるいは担任教員が活用することにより学生指導・支援を行えるようにすることを目指している。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

毎年、全学「学生との対話集会」を開催し、学生の要望、意見等を聴取し、回答している。ガイダンスのわかりにくさ、統合型学務情報システムへの移行の問題点、聴講手続き、教員の授業態度、耐震性やア

スベスト等への不安、学務事務職員の対応など様々な意見が出され、主要な内容については大学教育開発研究センター年報に収録して全学の教職員へ周知し、必要な改善を図っている。また、各学部・研究科で、アンケート、意見箱の設置、学生との対話集会や懇談会の開催等を行っている。さらに、統合型学務情報システムを利用した各教員による随時独自のアンケートが可能になっている。また、4年ごとに実施している「学生生活実態調査」でも、学習及び研究環境等に関して調査が行われている。学生の要望に応じて、パソコンの増設、教室の空調整備、車椅子対応の机の設置等学習環境の改善を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、国際センターにより日本語等の教育の実施、日本文化理解のための研修旅行の実施、チューターの配置、3カ国語による留学生ハンドブックの作成・配付が行われている。また、日本人学生ボランティアサークルによる自主的参加の日本語教室が開講されている。

社会人学生には、学生の申請により長期履修制度や大学院設置基準第14条に定める特例による夜間開講が行われている。

専門高校・総合学科卒業生選抜での入学者等には、基礎学力の向上を目的とした授業が提供されている。障害のある学生は現在在籍していないが、障害の種類と程度に合わせた対応ができるよう予算が計上され、受入体制が整えられている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

各学部等において、合同研究室、自習室、学部図書室、資料閲覧室、ゼミ室、情報メディア室等を設けている。また、授業時間以外の講義室も開放されている。全学的には総合情報処理センター、附属図書館等に多数のパソコンが設置され、学生の利用に提供されており、夜間や休日にも開館している。そのほか各部局や、全学的に利用可能なIT自習室及びマルチメディア教室に情報機器や端末があり、多くの学生に利用されている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

高額な課外活動備品や物品は大学が購入した上でサークル等に貸与し、大会参加のための大型物品等の輸送経費も補助しているほか、大学主催のサークルリーダー研修会を実施している。また、学長を会長とする学友会組織があり、公認各サークルの年間活動費の援助を行っている。課外活動施設の整備については、通常の維持管理予算のほか、老朽化施設の整備・充実のための予算措置を行い整備してきているが、厳しい財政事情の中、対応しきれていない部分がある。

学生のボランティア活動支援では、「支援に関する要項」が定められ、支援が必要と認められた団体には、アドバイザー教員の配置、必要な物品の援助、活動場所の提供、各種セミナー参加経費等の支援が行われている。

自主的な学術研究活動や課外活動において特に顕著な業績を上げた学生個人・団体には、学長による学生表彰が行われている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康相談については、保健管理センターが定期健康診断及び随時の学生の身体面及び精神面での相談に応じているほか、メンタルヘルス検診が実施され、ケアが必要な学生への早期相談支援が行われている。平成18年度の利用実績は、健康相談2,124件、保健指導2,085件、メンタルヘルス検診受診者5,543人となっている。

学生生活相談については、指導教員等のほか、学生相談室及び学務部学生支援課の「学生なんでも相談窓口」が相談窓口となっている。

キャリアセンターは、学生の就職支援に留まらず、進学やキャリア意識形成支援等の進路全般に対する教育活動も行っており、平成18年度には説明会等が計50回以上実施されている。

ハラスメントの相談については、各部局に相談員（男女各1人）を配置しているほか、全学の学生委員会が積極的にその防止、啓発活動と学生相談に当たっている。また、人権問題について啓発及び指導を行うための人権問題委員会が設置されている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生生活実態調査が4年に1回実施され、家計や就学経済状況、奨学金・授業料免除等の状況、住居、通学手段、食生活、アルバイト、課外活動、健康状態、大学生活全般、授業に対する満足度、研究環境等について報告書にまとめているほか、自由記述による学生の要望等に対しては、回答書が作成されウェブサイト（学内限定）で公開されている。

また、学内の7箇所に意見箱を設けているほか、各学部等においても意見箱の設置や電子メール等により学生の意見を受け付けている。

把握したニーズから実現した事項の具体例としては、「LAWSON, NIIGATA UNIVERSITY」の設置や学内の外灯の整備のほか、全講義室への冷房設備の設置やトイレの改修を年次計画に沿って進めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生の生活支援については、国際センターで実施している留学生アンケートから日常生活の状況等が把握されており、同センター教員7人が生活指導を担当しているほか、国際課職員や日本人学生ボランティア等により生活支援が行われている。各学部・大学院でも、指導教員とチューターにより、学習支援及び

新潟大学

生活相談が実施されている。また、国際交流会館を設置しており、同会館には留学生専用居室 41 室（うち家族室 1、夫婦室 2）があるほか、一般の学生寄宿舍にも入居が可能（17 人が入居）となっている。

また、キャンパスのユニバーサル化として、専用駐車場、点字ブロック等の設備が整備済みである。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生の経済面の援助は、日本学生支援機構による奨学金制度、地方公共団体及び民間育英奨学事業による奨学金制度をウェブサイトに掲載し、学生に周知している。当該大学独自のものとしては、従来の入学料免除制度、授業料免除制度、寄宿料免除制度に加えて、学業等成績優秀者奨学金制度、修学支援貸与金制度、大学院学生を対象とする国際会議研究発表支援等事業がある。「7.13 水害」及び「新潟県中越大地震」の際には、被災した学生に対して授業料免除及び寄宿料免除の特別措置を行ったほか、被災した受験生に対して入学検定料免除の特別措置を行っている。また、学生寄宿舍（3 棟、定員 800 人）を設置しており、経済的に困窮している学生に対して低廉な寄宿料で提供しているが、一部の寄宿舍（定員 400 人、2～4 人部屋）は、築 42 年が経過し老朽化が著しいため、入居率が約 40%程度となっている。

これらのことから、学生の経済面の援助がおおむね適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生の学習支援については、ほとんどの学部等でアドバイザー教員、クラス担任、学生相談員等を配置するなどの支援を行っている。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は主に人文社会・教育科学系及び自然科学系の学生が学ぶ五十嵐地区と、医歯学系の学生が学ぶ旭町地区の2つの主要キャンパスを有している。校地面積は、五十嵐地区が 589,540 m²、旭町地区が 168,450 m²、となっている。また、各地区の校舎等の面積は、五十嵐地区が 208,838 m²、旭町地区が 194,669 m²である。

両地区には9学部、7大学院研究科、各種教育研究支援施設、各種体育施設、課外活動施設、福利厚生施設、学生寮、国際交流会館、宿泊施設が整備されている。

講義室は150室、累計定員13,789人の教室が整備されており、施設の有効活用を図るため毎年度実施されている調査によると、平均稼働率は59%となっている。

施設・設備のバリアフリー化については、車椅子対応エレベーター、多目的トイレ、自動ドア、スロープ等が随所に配置されており、ウェブサイトにて地区別ユニバーサルデザインマップが掲示されて、構成員に周知されている。

老朽化及び新しい教育ニーズに対応するためキャンパスマスタープランが作成されており、施設維持のため施設営繕計画に基づき計画的にバリアフリー化をはじめ空調設備の整備、各種営繕を行い、キャンパスアメニティの向上を図っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

総合情報処理センターが管理運営する情報ネットワークには、8,000台以上のコンピュータが接続されており、基幹ネットワークとして10Gbps、各建物への支線として1Gbpsの通信速度を持つギガビットネットワークが整備されるとともに、五十嵐地区と旭町地区間は1Gbpsの専用線が敷設されている。学外にはSINET（学術情報ネットワーク）のノードとして1Gbpsで接続されている。

総合情報処理センターでは、全学情報教育及び自習支援のためのコンピュータとして、センター及び各部局等に638台が整備されており、センター実習室は20時、中央図書館・医歯学図書館は22時まで合計300台が夜間も利用可能となっている。このほか、無線LANのアクセスポイント（40箇所）が設置され

ている。

これらのコンピュータ・アクセスポイントから、学生は平成 18 年 8 月から運用を開始した新統合型学務情報システム（学務情報ポータルサイト）にアクセスし、レポート作成やシラバス・授業情報閲覧、電子メールによる事務連絡、電子ジャーナルの文献検索等を利用しており、ネットワークは自宅からのアクセスを含めて 24 時間利用可能となっている。

情報システムの最適化については、情報化統括責任者（CIO）には担当理事が充てられているほか、CIO 補佐官（3 人）が任命されて構築体制が整備され、事務用端末のシンクライアント化の検討など情報基盤整備が進められている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設・設備の設置の目的及び運用規程は、学内規則として制定され、ウェブサイトに掲載している。また、各施設の使用に関する手続きは、規則と併せて学生便覧に掲載し、新入生及び学内構成員に配布されている。他にも、各施設独自に施設案内や利用方法を記載したパンフレット等を作成するとともに、各施設ウェブサイトに掲載し周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館を平日は 8 時 30 分から 22 時まで、土曜日、日曜日及び祝日は 10 時から 17 時まで開館している。座席数は、中央図書館（五十嵐地区）が 806 席、医歯学図書館（旭町地区）が 238 席となっている。図書・視聴覚資料については、全部局の教員による選定を基本として蔵書構成のバランスに配慮している。また、シラバスに記載されている参考図書を優先的に購入することや、平成 16 年度から学生用図書購入費の約 15% を学生が選定する図書の購入に充てることにより、授業関連図書の充実を図っている。

学術雑誌は、冊子体から電子ジャーナル整備へと方針転換を図っており、電子ジャーナル経費を全学共通経費として確保し、平成 18 年度は 17,708 タイトルを数えている。視聴覚資料は、DVD、CD-ROM、CD、マイクロフィルム等が収集されている。

貸出冊数、貸出人数はそれぞれ 11 万冊、6 万 7 千人となっている。一方、電子ジャーナルの平成 18 年度アクセス数は、約 38 万 2 千件である。

附属図書館の効果的な活用と学部等の教育支援を充実するため、平成 18 年度には文献情報ガイダンス（29 回、323 人）や電子ジャーナル利用者講習会（3 回、42 人）を実施している。さらに、図書館職員が大学学習法（スタディ・スキルズ）の授業（23 回で 1,114 人の学生が受講）で図書館の利用等について説明している。

しかし、年々増加する蔵書と研究室等貸出図書の返却により、蔵書冊数は約 170 万冊で、収容可能冊数（中央図書館 76.3 万冊、医歯学図書館 31 万冊）を超えており、図書資料の利用上の大きな障害となっている。また、「Web of Science」などの二次データベースの整備が遅れており今後の課題となっている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されている一方改善を要する課題もあると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 統合型学務情報システム（学務情報ポータルサイト）を構築・運用し、情報ネットワークを通じて自宅からのアクセスを含めて24時間利用可能としている。
- 電子ジャーナル経費を全学共通経費で確保し、充実度が高く、有効に活用されている。

【改善を要する点】

- 蔵書が収容可能冊数を超過しており、図書資料の利用上の障害となっている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育活動の実態を示すデータ・資料は、文書管理規程に基づき、

- ① 在籍した学生の履修登録の記録、シラバス、成績は、学部及び大学院研究科が、統合型学務情報システムを用いて蓄積・保存
- ② 卒業論文等修了にかかる論文等、修士論文、博士論文は、学部及び大学院研究科が収集・蓄積
- ③ 在学した学生の試験問題と答案、レポート、講義資料等は、各科目担当教員が5年間を目処に保存している。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生の意見聴取の方法として、学生による授業評価アンケートの実施、学生との対話集会、意見箱の設置等の取組が全学教育機構を中心に全学レベルで実施されるとともに、各学部、研究科レベルでも実施されている。特に、学士課程に関する授業評価アンケートについては、平成16年度より全学での統一形式による実施と、学内ウェブサイト上での結果の公開、授業科目担当教員へのフィードバックが行われている。

大学院では、講義形式を想定した授業評価アンケートによる意見聴取はなじみにくいため、統一形式での実施ではなく、各研究科の実態に即したアンケートの実施、例えば、現代社会文化研究科における「学生勉学実態調査」（平成18年）や、懇談会などによる意見聴取等が行われている。

これらの学生の意見聴取によって明らかになった課題に対する対応は、学士課程教育全体に関わる課題に関しては、全学教育機構委員会、学部特有の課題に関しては学務委員会において自己点検・評価の課題として報告され、授業科目アンケートで満足度の低い授業科目の担当者に対して、改善策を提示することを求める、全学の授業科目の成績分布をウェブで公表するなど、改善のための方策が実行されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

全学教育機構を中心とする全学レベルでの卒業生アンケート調査、キャリアセンターによる就職先への

アンケート調査、全学及び各学部の自己点検・評価委員会等を中心とする卒業生アンケート調査及び就職先アンケート調査等により、学外関係者の意見の聴取が行われている。特に、平成15年から平成18年度の卒業生を対象とした卒業生アンケート調査の結果、教育の成果について、85%以上の学生、80%以上の就職先が肯定的な評価を与えている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

平成16年度までは、全学共通科目に関する学生による授業評価アンケートは、大学教育開発研究センターを中心に実施され、その他の個別学部対象科目に関しては、各学部において同様のアンケートが実施されてきたが、平成17年度以降は、全学教育機構が全学を統一して実施する体制へと移行している。現在は、全学教育機構がアンケートの結果を学内ウェブサイトに掲載し、各科目担当者に周知し改善を促している。

授業評価の結果は、総括的に全学教育機構において検討されている。平成18年度には、

- ① 各科目の分野・水準コードと実態との整合性を図る
- ② 満足度がマイナス値の科目を改善し、一定標準の教育の質を保証するため、改善が必要と評価された各科目担当者へのフィードバック、及び次年度における改善計画の回答を求めると同時に、要請に応じて改善計画実現のための支援プログラムを提供する

という、継続的な改善システムの構築に着手し、平成20年度の反映に向けて取組を進めている。

学士課程教育を学生の資質の到達成果の観点でとらえ、主専攻分野の知識・理解に加え、論理性や分析力などの知的技能、コミュニケーション能力など汎用性のあるスキル、さらに倫理面を含む態度などについて具体的な到達目標を明示して、学生が明確な目標の下で学習を行うことのできる主専攻プログラム化に向けて具体的作業を統括する「主専攻委員会」を設置し、「プログラムシラバスの規格」を定め、各学部等において、プログラムシラバス作成作業を行っている。

さらに、各学部等においてもフィードバックによる教育改善の取組が行われている。例えば、農学部生産環境科学科・地域環境工学コースでは、平成17年度より、学生による授業評価アンケートの結果等に基づき、科目担当者の自己評価の結果と次年度に向けた課題をコース会議において報告することが定例化している。会議では、この報告を元に、授業内容の改善及び次年度のコース計画の改善・変更が検討されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

個々の教員は、授業評価アンケートの結果を次年度のシラバス（授業計画）に反映し、授業内容や教材等を改善している。さらに、部局単位で、各科目担当者から今後の改善策について報告するなどの取組が行われている。

例えば、JABEEによるプログラム認定を受けた工学部化学システム工学科では、授業アンケートの集計結果、フィードバックされた内容についての教員のコメント及び改善策をファイルにまとめ、学科内

で開示しており、個々の教員による改善例や、改善の成果を示している。農学部生産環境科学科の例では、学生による授業評価アンケートの結果を受けて、科目担当の教員自身による授業評価及び改善の記録をとっている。また、「ミニ公開授業」を導入し、同僚の教員による評価を元に授業内容や教授方法について検討し、科目担当者の授業改善を支援している。同様の授業参観（観察）を、工学部でも実施している。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとは判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FD活動には、全学教育機構、大学教育開発研究センターを中心に実施されている全学的な教育全般に関わるものと、各学部・研究科のFD委員会等を中心に実施されている部局ごとの課題に関わるものがあり、それぞれ、大学教育開発研究センターの年報に記録されている。

これまでに、学生や教員のニーズを踏まえて、語学教育、成績評価、初年次教育、シラバスの書き方等、学生と教員の双方にとって重要な課題について、問題の共有と改善策の検討を目的に実施されており、今後は、部局のFD関係者と大学教育開発研究センターとの間で、FD活動のための連絡協議会を設置し、学生や教員のニーズに応じたFD活動を計画することとされている。

特に、全学レベルでは、毎年FD活動の一環として、学生及び教員の推薦と学生の授業評価アンケートの結果に基づく「学長教育賞」が設けられ、良い授業実践の奨励及び事例の共有が進められている。受賞した教員の授業は、学部や学科FDの授業観察等に利用されている。

平成18年度には、FD活動のあり方を考える全学FD「学士課程及び大学院教育実質化でのFDを問う」が、各部局の教務担当教員の参加型ワークショップ形式で実施され、今後のFD活動の未来図や検討すべき課題がまとめられている。その成果は、全学教育機構部門連絡会議で報告され、

- ① 大学の理念・目標の実現に向けて、FDの目的のさらなる明確化を図ること
 - ② 「FDのための全学協議会」を通じて全学あるいは部局で行うFDの整理統合を行い、本学のFDプログラム全体の構造化を図ること
 - ③ 大学教育開発研究センターを中心としたFD実施の支援体制の整備を図ること
- などが決定されている。

これらのことから、FD活動について、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているとは判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

個人単位、部局単位、大学全体でFDが実施されている。

個人単位で行われている事例としては、学習教育ワークショップがあり、授業改善の方法、シラバスの書き方、授業プランの立て方等の改善に結び付いている。

部局単位で行われている事例としては、医・歯学部での全教員を対象とした合宿形式の問題発見解決型学習（PBL（Problem Based Learning））による教育を中心とする教授法についてのFDがあり、教授方法の改善に結び付いている。

全学単位で行われている事例としては、シラバスFDがあり、シラバス作成のためのガイドラインが作成され、シラバスに到達目標を明記し、シラバスは学生が自分で学習を考えるツールであることが明確にされている。

これらのことから、FD活動が教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者、教育補助者である、技術職員及びTAに対し、それぞれを対象に研修等の取組が行われている。

技術職員に関しては、原則として毎年度1回3日間の全学的な研修が実施されており、安全管理に関する講習のほか、電気機器の重要な部品であるダイオードについての専門的な講義等も行われている。

TAに関して、平成17年度に全学のTA研修検討委員会が発足しており、平成18年度より、検討委員会において作成したTA研修ガイドラインを基に、各研究科において年1回以上のTA研修が実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 全学教育機構、大学教育開発研究センターなどを中心に教育の質の向上、及び改善のための取組を、組織的に、かつ全学レベル、部局レベル、個人レベルそれぞれの局面に合せて行っている。
- 全学統一の様式で授業評価アンケートを行い、各授業科目ごとに評価結果を学内に公表し、学生の満足度評価をもとに授業改善を図る体制を作っている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 114,732,425 千円、流動資産 11,420,144 千円であり、合計 126,152,570 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 39,793,967 千円、流動負債 10,865,995 千円であり、合計 50,659,963 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 29,441,443 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部としてまた、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 18 年度において、経常費用 47,356,254 千円、経常収益 48,169,101 千円であり、経常利益 812,847

千円、当期総利益が1,019,175千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、学内各組織を対象として、「教育業務」「研究業務」「管理運営業務」「社会貢献業務」に対する貢献度を評価し、その評価に基づき予算を傾斜配分する「インセンティブ経費」を学長裁量経費に措置するとともに、学内公募型の教育・研究プロジェクト推進経費において、積極的な取組を支援するなど、基盤的な経費と相まって戦略的な予算配分によって、教育研究活動を支援するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、内部監査規程等に基づき、学長が財務部及び部局所属の職員のうちから主任監査員及び監査員を命じた職員が当該職員所属部局以外の部局を監査しており、内部監査の独立性を確保しつつ実施している。また、主任監査員が会計監査報告書を学長に報告している。

また、監事、理事、会計監査人、内部監査部局からなる「四者協議会」を設け、監査上のリスクを報告し、内部統制の状況について、問題点を共有し、改善策の検討・提案を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

法人の重要事項の審議及び基本方針を決定するための管理運営組織として役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置するとともに、戦略的施策の企画立案を行う「企画戦略本部」を設置し、さらに、大学運営全般にわたる事項について幅広く協議するために「大学運営会議」を設置している。

管理運営に関わる事務組織については、平成 18 年度に再編し、事務局に 6 部 20 課、教育研究院制度に基づく学系を中心とした運営を円滑に進めるため 3 学系事務部 6 課、医歯学総合病院事務部 4 課を設置している。情報の共有化と円滑かつ迅速な管理運営を図るため、事務職員も大学の管理運営に関する委員会に委員として参画している。また、事務局に理事直属の業務改善推進課を置き、業務の改善・見直し、事務職員の意識向上等を推進している。

各学系の学系長に、当該学系における意思決定の最終責任者として、教員配置、予算配分の権限が付与されている。

また、各学系事務部は各学系、学部、研究科の管理運営及び教育研究を支援している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長直属組織として企画戦略本部を設置しており、学長のリーダーシップの下で組織の改廃、流動定員の配置、自治体等との包括連携協定等の戦略的施策の企画立案を行っている。ここでの企画立案は、経営上又は教育研究上の大学運営全般にわたる事項について協議する大学運営会議の協議を経て、全学委員会、教育研究評議会、経営協議会において審議された後、役員会の議を経て学長が決定している。

各理事は、その担当区分により全学委員会の委員長を務めることにより、各種委員会の意見を大学運営に反映させている。

学長補佐体制を強化するために配置された副学長 5 人は、特定の事項に係る全学的な企画立案及び学系等の学内組織との調整を行っている。

さらに全学的な連絡調整を行うため、全学連絡調整会議を設置し、学長が理事、副学長、学系長、学部

長及び研究科長等による業務運営状況を把握するとともに組織間の調整を行っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からのニーズについては、学内に意見箱を設置して広く意見・要望等を把握しているほか、定期的に「学生生活実態調査」を行い、福利厚生、修学援助、授業・研究環境、課外活動等の施策立案及び改善の資料としており、学生からの意見・要望等に対してはウェブサイトで回答している。また、学生と教員のコミュニケーションを高めるため、学生と教員との対話集会が毎年実施されている。施設面では、特に要望の多い、冷房設備やトイレの整備等については年次計画に基づき計画的に行っている。平成19年7月には、民間資本によるコミュニティスペースを設置している。

教員からのニーズは、教授会（研究科委員会）、学系教授会議、全学委員会、教育研究評議会等を通じて管理運営に反映させている。事務職員については、事務協議会を通じてニーズを把握している。

また、経営協議会には外部有識者8人が委員として参加し、役員会には民間企業出身の監事がオブザーバーとして加わっており、管理運営に関わる意見等を述べている。

そのほかにも、「新潟県高等学校長協会と新潟大学との『高大接続』に関する協議会」、県内有識者で構成される「新潟大学懇話会」、平成18年度に発足した「新潟大学全学同窓会」、東京事務所後援会「東京イノベーションクラブ」等が活用されている。

平成13年度に「大学に関する意識調査」を実施して以来、卒業生アンケート、企業アンケートが行われている。また、各学部等でも、独自に有識者会議、各種シンポジウム等を開催して、ニーズの把握を行っている。例えば、小中高生向け授業への大学生の参加、地域活動への人材供給、当該大学ならではの公開講座テーマの設定等の要望があり、これらの社会貢献活動の活性化を図るため、予算を傾斜配分するインセンティブ経費の配分評価基準に「各種公開講座の実施」、「初等・中等教育との連携事業の実施」、「審議会等の参加状況」を加えている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法及び国立大学法人新潟大学基本規則に基づき、常勤1人、非常勤1人の監事が置かれ、業務全般と会計の監査を行うとともに、役員会、経営協議会、教育研究協議会、全学の委員会に出席し、意見を述べる体制を取っている。また、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理に関して、必要に応じて助言と指導を行っている。

監事は、定期監査及び必要に応じて臨時監査を実施しており、監査方法は中期計画に基づく年度計画の達成状況の把握を含めて書面監査及び実地監査を実施し、監査結果を公表している。監事監査に当たっては、監事室を設置して業務を補助するほか、四者協議会（経営者（理事）、監事、内部監査担当部署（財務部）及び会計監査人により構成）を設置して意見交換を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学独自に実施している新採用職員研修、民間派遣研修など（平成18年度は4事業、117人参加）のほか、県内国立大学法人等5機関による合同研修を実施しており、中堅職員研修、係長研修、キャリアアップセミナー等（平成18年度は6事業、64人参加）を行っている。このほか、関東・甲信越地区及び関東地区26大学合同の研修を始め、文部科学省、社団法人国立大学協会、人事院等外部機関の研修を活用しており、平成18年度は上記を含めて延べ344人が受講している。

また、教員も含めた新潟大学及び東海大学就職情報・就職相談研修会、財務会計研修会、新潟大学事務職員意見交換会等、多様なSD（スタッフ・ディベロップメント）事業を企画しており、国際感覚の涵養のために若手事務職員海外派遣事業なども行っている。

なお、平成18年度には「事務職員の使命と求められる人材像」を策定している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

「新潟大学の将来設計について」、「国立大学法人化の検討専門委員会【中間まとめ】」の策定を経て、中期目標に「学長のリーダーシップが十全に発揮され、機動的な大学運営が遂行される体制を整備する。」という基本方針を掲げている。この方針に基づき、大学の目的、組織、運営等に関して国立大学法人新潟大学基本規則、副学長に関する規則及び組織の長等に関する規則等を定め、管理運営に関わる役員等及び部局長等の選考、権限等を明確にしている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータ・情報はウェブサイトに掲載されており、様々なイベント情報、ニュース、大学の諸会議の管理運営情報についても随時更新され、構成員が迅速にアクセスできるよう配慮されている。

印刷媒体として、教職員向けに新潟大学学報、学生向けに『Campus Forum 新大広報』が発行され、ウェブサイトにも掲載されている。

研究者総覧、シラバス等についてもウェブサイトに掲載されており、教員の個人業績データベースと組織情報データベースを統合する大学情報データベースを平成19年度に構築し、さらに学内情報の集積を進める予定となっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

「新潟大学における点検・評価に関する基本方針」を定め、全学的な点検・評価活動を支援することを目的として、企画戦略本部に評価センターを設置し、点検・評価活動を行っている。

全学的な観点から自己点検・評価や第三者評価等について協議するため、全学点検・評価委員会を置き、各組織においては、自己点検・評価委員会を設置して、自己点検・評価活動を展開している。

平成14年度から平成18年度の5年間で点検・評価報告書の刊行状況は11冊であり、平成14年度に全学で『新潟大学教育評価報告書（平成13年度着手分）』を刊行しているほか、全学的な組織である脳研究所、国際センター（元留学生センター）や学部単位でも自己点検・評価報告書を刊行している。

自己点検・評価の一環として、学内各組織について、「教育業務」、「研究業務」、「管理運営業務」、「社会貢献業務」の4項目にわたり、客観的なデータ（学部志願倍率、学部卒業生就職率、学位取得率、科学研究費補助金採択状況、受託研究費・共同研究費・寄附金の受入状況、任期制教員の在職者割合、公開講座の実施状況、審議会への参加状況等）に基づき、毎年度組織評価を実施し、評価結果をインセンティブ経費の配分に反映させている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書を刊行し、構成員及び関係機関に配布しており、ウェブサイトで公開している。

国立大学法人評価委員会に提出した各事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果、大学評価・学位授与機構の実施した平成12年度から平成14年度の試行的評価の結果についても、ウェブサイトで開催している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

中期目標において「教育研究等の事業や運営について自己点検・評価を行い、その結果とともに外部評価、第三者評価による評価結果も活用し、各事業や運営の改善及び恒常的な活性化を進める。」と掲げ、「新潟大学における点検・評価に関する基本方針」に基づいて、企画戦略本部に設置した評価センターを中心に、国立大学法人評価、認証評価等に取り組んでいる。

大学評価・学位授与機構が実施した試行的評価においては、全学テーマ別評価のほかに毎年度分野別評価を受審しているほか、平成19年度には大学機関別認証評価を受けている。また、学内各組織においてもそれぞれ体制を整備し、自己点検・評価を行い、外部評価を実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

中期計画に、評価結果に対する分析体制を明記しており、企画戦略本部に評価センターを設置し、企画戦略本部を中心とした分析体制を整備している。

自己評価結果に対する具体的な改善策として、特に外部資金獲得額の増加が緊急かつ重要な課題であるとの認識の下、「新潟大学における自己収入の増加に関する目標を達成するための行動計画」を策定し、具

新潟大学

体的な数値目標、措置内容を盛り込んだ結果、外部資金獲得額（17年度 25億5,200万円、18年度 28億1,800万円（10.4%増））が増加している。

また、得られた評価結果について、担当理事、評価センター長による各組織の長とのヒアリングを通じて改善を促すことなどにより、学部卒業生の就職状況の把握向上（就職状況不明者数、16年度 81人、17年度 28人、18年度 4人）、任期制教員の在職者割合の増加（17年度 30.7%、18年度 35.6%、19年度 38.6%）が図られている。

このほか、J A B E Eの審査を受けた理学部、工学部及び農学部の評価結果を受けて、全学教育機構及び大学教育開発センターにおいて、当該学部とのヒアリングの実施及び検討を行い、成績評価資料保存の徹底、シラバスガイドラインの遵守徹底、FD活動の実施等を今後の学士課程教育の改善に生かすこととしている。

第三者評価による評価結果のフィードバックの事例としては、平成 18 年度に国立大学法人評価委員会から受けた評価結果を企画戦略本部を通じて安全衛生委員会・危機管理室にフィードバックし、災害、事件・事故等に関する携帯版の危機対応マニュアルを作成の上、学生・教職員全員に配布したことが挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 機動的・戦略的な大学運営を行うため、企画戦略本部、大学運営会議を設置している。
- 企画戦略本部に評価センターを設置し、「点検・評価に関する基本方針」を定めて点検・評価活動を行い、評価結果を分析し、更なる改善に向けて必要な事項を的確に認識している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 新潟大学

(2) 所在地 新潟県新潟市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部，教育人間科学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，歯学部，工学部，農学部

研究科：教育学研究科（修士課程），現代社会文化研究科（博士課程），自然科学研究科（博士課程），歯学総合研究科（修士課程，博士課程），保健学研究科（博士課程），技術経営研究科（専門職学位課程），実務法学研究科（専門職学位課程）

別科：養護教諭特別別科

附置研究所：脳研究所

関連施設：歯学総合病院，全学教育機構，超域研究機構，評価センター，危機管理室，入学センター，大学教育開発研究センター，保健管理センター，キャリアセンター，国際センター，災害復興科学センター，地域共同研究センター，社会連携研究センター，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー，附属図書館，総合情報処理センター，アイソトープ総合センター，機器分析センター

(4) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部10,433人，大学院2,468人

専任教員数：1,110人

助手数：9人

2 特徴

本学は，昭和 24 年 5 月，新潟第一師範学校，新潟青年師範学校，新潟第二師範学校，新潟高等学校，新潟医科大学，長岡工業専門学校，新潟県立農林専門学校を包括し，人文学部，教育学部，理学部，医学部，工学部，農学部の 6 学部を有する新制国立大学として発足した。

創設以来，環日本海地域における学術の中心としての役割を果たし，常により良い教育と研究を目指して，施設や設備の充実，組織の新設・再編などを行ってきた。これまで，歯学部の設置（昭和 40 年 4 月），脳研究所

の設置（昭和 42 年 6 月）が行われ，また，昭和 55 年 4 月には，人文学部が人文学部・法学部・経済学部の 3 学部へと改組，平成 10 年 4 月には教育学部が教育人間科学部へと改組した。さらに大学院研究科の設置・整備を進めてきた結果，今日では，9 学部，5 大学院研究科，2 専門職大学院，脳研究所，歯学総合病院等を有し，約 1 万 3 千人の学生と約 2 千 4 百人の教職員を擁する大規模総合大学として発展してきている。

また，平成 16 年 4 月，国立大学法人新潟大学として新たなスタートをきった本学は，教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献する意思を明確に表明し，その意思を具体化すべく新しい大学づくりに取り組んでいる。

教育においては，専門的な知識や技術の修得のみならず，広い視野と均整の取れた知識の修得にも努め，変化の大きい現代社会を生き抜く確固たる実力を身につけることを目指し，総合大学の教育資源を十二分に活かして，教養教育と専門教育を融合させた教育プログラムを提供している。また，特定の課題あるいは分野の学習成果を認証する副専攻制度を設けて，意欲ある学生に発展的学習の機会を提供している。

研究においては，伝統的な専門分野における研究を一層深化させるとともに，積極的に分野を超え，あるいは異なる分野の融合を図ることにより，未来を見据えた新分野の開拓に取り組んでいる。また，基礎的・応用的分野を問わず，卓越した先端的研究，社会的要請の高い研究，長期的視野に立つ価値ある研究，本学の地域性に立脚した研究等を推進し，その成果を世界に発信している。

社会的貢献においては，生涯学習支援，産学連携，医療活動を通じて，地域社会や国際社会の発展を支援している。特に，知的財産の創出に励み，産学連携により，その活用を推進し，地域産業の活性化を支援している。さらに，平成 18 年 4 月，新潟県と連携して中越地震などの自然災害からの復興を学術的側面から支援するために，災害復興科学センターを設置した。

本学が所在する新潟市は，豊かな自然に恵まれており，学生たちが落ち着いて学究生活を送る環境にある。未来に夢を抱き，伸び伸びと学問に打ち込むことができるよう，一層の環境整備に努めているところである。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の理念・目標

本学は、高志の大地に育まれた敬虔質実の伝統と世界に開かれた開港都市の進取の精神に基づき、自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献することを全学の目的としている。

この理念と目的の達成のために、以下のように目標を設定している。

1. 教育の基本的目標を、精選された教育課程を通じて、豊かな教養と高い専門知識を修得して時代の課題に的確に対応し、広範に活躍する人材を育成することに置く、
2. 研究の基本的目標を、伝統的な学問分野の知的資産を継承しながら、総合大学の特性を活かした分野横断型の研究や世界に価値ある創造的研究を推進することに置く、
3. 社会貢献の基本的目標を、環日本海地域における教育研究の中心的存在として、産官学連携活動や医療活動を通じ、地域社会や国際社会の発展を支援することに置く、
4. 管理運営の基本的目標を、国民に支えられる大学としての正当性を保持するために、最適な運営を目指した不断の改革を図ることに置く。

2 教育に関する目標

教育と研究の相互作用を重視し、研究成果を教育へと還元することによって、実社会で活躍するに足る能力を有した人材を育成し、地域社会と国際社会に送り出すことを目標とする。次の3点を教育目標達成の指針としている。

- 1) 深い教養と広い視野を備え、豊かな人間性と高い倫理性を有する人材の育成
- 2) 基礎的技能と専門知識を身につけ、創意工夫と問題解決能力に富む人材の育成
- 3) 社会性と国際性を有し、社会や世界で活躍できる人材の育成

ア. 学士課程

・現代社会の諸問題への深い理解力を涵養しながら、専門的能力・知見を習得させることを図る。知の論理的側面、方法的側面及び直観的側面を鍛え、社会人・職業人として有為の人材を育成する。

イ. 大学院課程

- ・修士課程（博士前期課程）においては、主として専門分野を修め、課題発見・探求能力を磨くことにより、高い知見と技能を有する専門職業人を養成する。
- ・博士課程（博士後期課程）においては、専門分野の修得を前提に、その関連分野の知見や視点を加えた総合的・学際的な分析能力を身につけた上で、課題設定・解決能力を磨くことにより、研究者を含む高度専門職業人を養成する。
- ・専門職学位課程においては、深い学識及び卓越した能力を培うことにより、高度の専門性が求められる職業を担う人材を養成する。

3 教育・研究を支える教育研究院

本学では、学部・研究科の教育活動の高度化及び研究活動の活性化を目指し、学部・大学院を越えて教員を一元的に組織した教育研究院を平成16年4月に設置した。教育研究院に「人文社会・教育科学系」「自然科学系」「医歯学系」の3学系を置き、各学系に、教員の専攻分野に応じた系列を置いている。教育研究院に所属する教員が、学部教育（9学部）及び大学院教育（7研究科）を担当することとしている。

4 全学教育機構を核とした学士課程教育の実施体制

本学では、新しい学士課程教育（学部教育）を構築することを目的として、平成 17 年 4 月に、教育担当理事を機構長とする全学教育機構を設置した。新学士課程教育では、全学共通科目と専門科目の科目区分を撤廃し、実験や演習など一部の科目を除いて、原則として全学生に開かれた「全学科目」とした。これによって、専門教育と教養教育を有機的に連携した教育プログラムを構築することが可能となり、学部学科担当教員の履修指導によって、学生は在学期間中に主専攻とした専門科目について修学を行うとともに、高いレベルの教養教育をも履修することができるようになった。

新学士課程教育を円滑に推進するため、全学教育機構に全学教育企画部門、授業科目開設部門、学務情報部門、教育支援部門の 4 部門を置き、専任教員と協力教員で運営にあっている。

また、教員組織である教育研究院は、学部・学科の担当教員を提供するとともに、全学的な観点から、内実を伴う全学科目を提供する責務を負うこととしている。

5 分野・水準表示法と副専攻制度の導入

新たな学士課程教育の構築を図るため、「分野・水準表示法」と、それを基礎とした「副専攻制度」を導入し、運用している。

分野・水準表示法とは、本学で開講している全ての科目に、分野と水準を示すコードを付けるものである。これにより、高大接続段階から大学院接続段階に至る授業科目の分野と、各科目の難易度を示す水準により、科目の相互関係や体系性を理解することができ、学生の自主的学習を支援する基礎的なツールとなっている。

また、学生の多様なニーズに対応できる副専攻制度は、勉学意欲を励ますための施策であり、所属学部の学位に加えて、特定の課題・分野の学習成果を認証する制度で、分野横断的に統合したプログラムによる課題別副専攻と特定分野を学ぶ分野別副専攻を設けている。現在、課題別副専攻として、環境学、メディア・リテラシー、芸術学などの 14 プログラムを、分野別副専攻として、法律学、会計学などの 6 プログラムを提供している。

6 学部・研究科における特色ある教育目的と成果

工学部では、ものづくりを支える総合的な力の育成を目的として教育環境の整備を行っており、「ものづくりを支える工学力教育の拠点形成」（平成 15 年度特色 G P 採択）、「企業連携に基づく実践的工学キャリア教育」（平成 18 年度現代 G P 採択）等によりものづくりを支える工学力教育を「工学部附属工学力教育センター」を中心に推進した。平成 18 年度においては、工学力教育を支援するプラットフォーム「工学力ネットワーク」の構築、キャリア教育講義、マーケット・インターンシップ等によるキャリア意識向上を図った。

医学部では、「中越地震に学ぶ赤ひげチーム医療人の育成」（平成 17 年度医療人 G P 採択）において、へき地の地域医療体験実習、「地域支援テレビ会議システム」を活用した地域医療病院医師との会話形式の講義を行い、新潟県における地域医療の現状について関心・理解を深めている。

歯学部では、「学生主体の三位一体新歯学教育課程」（平成 18 年度特色 G P 採択）において、歯科医師に求められる知識（認知領域）、技能（精神運動領域）、態度（情意領域）をそれぞれ関連づけて、効果的・一体的に習得することを目指している。初年度は、基盤となる大学学習法（歯学スタディスキルズ）の教授内容・方法の精査、技能教育評価方法の開発を行った。

医歯学総合研究科口腔生命科学専攻の「留学生大学院教育の実質化による国際貢献」（平成 17 年度大学院 G P 採択）において、拠点校であるスリランカ・ベラデニア大学からの留学生を受け入れるとともに、拠点校の教員を招聘及び本学教員の拠点校への派遣を通して、留学生の帰国後の研究遂行に必要な環境整備に取り組んだ。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

新潟大学は、高志の大地に育まれた敬虔質実の伝統と世界に開かれた海港都市の進取の精神に基づいて、自律と創生を全学の理念とし、教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献することを全学の目的とした教育研究を行っている。精選された教育課程を通じて、豊かな教養と高い専門知識を修得して時代の課題に的確に対応し、広範に活躍する人材を育成するとともに、伝統的な学問分野の知的資産を継承しながら、総合大学の特性を活かした分野横断型の研究や世界に価値ある創造的研究を推進することを目標としている。学士課程教育（学部教育）においては、深い教養と広い視野を備え、豊かな人間性と高い倫理性を有するとともに、基礎的技能と専門知識を身につけ、創意工夫と問題解決能力に富み、社会性と国際性を有し、社会や世界で活躍できる人材の育成を目標としている。また、大学院修士課程（博士前期課程）においては、課題発見・探求能力を磨くことにより、高い知見と技能を有する専門職業人を、博士課程（博士後期課程）においては、専門分野およびその関連分野の知見や視点を加えた総合的・学際的な分析能力を身につけた上で課題設定・解決能力を磨くことにより、研究者を含む高度専門職業人を養成することを目標としている。以上の目的、目標は学校教育法第52条および第65条の規定に適合する。

それらの目的、目標を、学則および大学院学則、さらに中期目標で明確に定めており、また、学生便覧、新潟大学概要などに記載し、教職員、学生に配布し、周知を図っている。さらに、教員に対しては、新任教員研修の機会に学長・理事から説明するほか、各種のFD(SD)の際に関連事項についての周知を図っている。また、受験生に対しては、学生募集要項に教育目標を記載しており、学生に対しては、入学式、入学時のガイダンスなどの機会に便覧などに即して説明を行っている。社会に対しては、新潟大学概要、2007 新潟大学に記載し、周知を図るとともに、中期目標を含め、ウェブサイトで広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

新潟大学は学士課程として、9学部31学科（課程）を設置している。また、大学院は7研究科を擁し、それらの下に、29専攻（修士・博士前期課程：14専攻、博士・博士後期課程：13専攻、専門職学位課程：2専攻）の教育課程を有している。「教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献すること」を目的とする地域拠点大学として、学問分野を十分に網羅しており、適切なものであると認められる。また、養護教諭特別別科において養護教諭を育成することにより、当該分野についての地域の人材養成への要請に応えるものとなっている。

本学には、病院、研究所に加え、1）教育支援、2）研究支援・推進、3）社会貢献活動推進、4）学長・理事の管理運営業務支援の4つに区分できる機能を持つセンターが整備しており、本学の4つの基本的な目標に合致するものとなっている。

各学部、研究科には教授会（研究科委員会）を設置し、教育に関わる重要事項の審議など、その運営について必要な活動を行っている。各部局には教務（学務）委員会を置き、教育的課題について検討を行い、全学的課題については、大学教育委員会、全学教育機構委員会を中心とした検討体制も整備し、必要な機能を果たしている。とりわけ、学士課程については、従来の教養教育と専門教育の2元的な体制を脱却して、あらたな4（6）年一貫の学士課程教育プログラムの構築と充実を図る全学的中核組織として、全学教育機構が設置し、必要な運営を行うとともに、改善を図っていく体制を整備している。

基準3 教員及び教育支援者

本学の「新潟大学の将来設計について（グランドデザイン）」を受けた「中期目標」に則り、①教員を教育研

究院に一元的に組織し、「全学教員定員調整委員会」がこれを管理運用する体制を構築し、②教員定員の流動化を進め、大学の将来計画を踏まえた人的資源の戦略的・効果的な再配分を行っている。

専任教員数は、設置基準をほぼ満たし、非常勤講師については「非常勤講師の任用に関する原則」のもと教育効果の向上に努めるなど、学士課程、大学院課程における教育遂行に必要な教員数を確保している。

専任教員の年齢構成は適正な構成比率となっており、女性教員比率は高くはないものの増加傾向にあり、教員組織の活性化を図っている。

教員の採用・昇格等の人事は、「国立大学法人新潟大学職員任免規程」に則り、各学系において申し合した基準のもとに管理運用し、その際教育上の指導能力、教育研究上の指導能力の評価を行っている。

教員の教育活動に関しては、全学で学生に対する授業評価アンケートを定期的実施し、結果を公表している。評価結果のフィードバックの方法については、検討が必要であるものの問題がある授業は担当教員に指示を与えるなどの取組を行っている。また「新潟大学学長教育賞」を制定し、特に優れた教育活動に対して全学的に評価するなどしている。

教員の教育内容の研究活動との関連性は、採用・昇格等人事の際に審査されるとともに、授業科目編成時にも再検証されており、結果として両者は緊密に関連している。

学務関係事務職員は限られた人員ではあるものの、業務改善努力などにより必要数が確保されており、またTAに関しては、TA研修会を開催するなどさらなる活用を図ってきたことから、教育を展開するための教育補助が活発化していると判断する。

基準4 学生の受入

基本理念及び教育目的に沿って、入学者受入方針を明確に定めている。入学者受入方針は、全学・各学部・各研究科において具体的に明示している。さらに、ウェブサイトをはじめ、大学及び学部案内、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載・公表し、オープンキャンパスや高等学校訪問、進学説明会においても、説明し、周知を図っている。

学生の受入は、個別学力検査のほか、総合問題、小論文、面接（口頭試問を含む）等の多様な選抜方法を取り入れ、入学者受入方針に沿った学生の確保に努めている。また、留学生、社会人、編入学生の受入については、学部・研究科ごとの基本方針に基づき、選抜を実施している。

各入学者選抜の実施は、全学の入試委員会、実施委員会の下に行っている。これらの委員会は、本学規則によって組織の役割や責任の所在について明確に規定されており、適切な実施体制により、厳格・公正な入学者選抜を実施している。

入学者選抜試験の検証と改善の取組として、学長・理事直属組織である入学センターが、受験生の動向や入学試験の結果等を分析し、入試委員会、実施委員会で報告を行っている。また、各学部においても、選抜区分別の入学者の追跡調査を行っている。さらに平成18年度には、各学部の入学者選抜について個別に検討を行うため、入試委員会の下に入試改善ワーキンググループを設置し、検討の結果、複数の学部において、選抜方法の改善を図った。

入学者の状況は、過去5年間では、学部、博士前期課程および専門職大学院については、実入学者数が入学定員から大幅に乖離する状況にはなっていないことから、入学定員と入学者数とは適正な関係にある。しかし、博士後期課程については、実入学者数が入学定員を下回る状況となっていることから、その改善について検討中であるが、改善の取組を推進する必要がある。

基準5 教育内容及び方法

< 学士課程 >

本学では、教養教育と専門教育とを、連続性・段階性・体系性を有する一貫した教育課程に組み換えた上で、授業科目を適切に配置し、教育課程を体系的に編成している。各学部では、「分野・水準表示法」を活用して教育目標や学位に応じた教育課程を編成し、全学教育機構と全学科目開設計画について調整を行い、教育課程の編成の趣旨を担保している。また、開設されている授業は、授業科目と関連する分野の研究の成果を活かしたものになっている。

複線型履修を可能とする副専攻制度の導入、インターンシップを含むキャリア教育をはじめとする多様な科目の開設など、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請に応じた教育プログラムを提供している。

シラバスの作成にあたっては、ガイドラインを定め、学習の到達目標、成績評価の方法と基準を明示し、ウェブサイトで公開している。また、学生が予習・復習の時間が十分確保できるよう履修単位の上限設定（CAP制度）、夜間主コース（経済学部）に対応した時間割の設定、図書館等の夜間利用など配慮し、単位の実質化を図っている。

教育目的達成のため、授業形態（講義、実験等）の組合せ・バランスを考えたカリキュラムを構築しており、基礎学力が不足する学生への対応も含めた教育効果を高める学習指導法、多様なメディアや情報機器の使用、TAの活用などの工夫をしている。また、新しい「統合型学務情報システム」による「学生カルテ・システム」の活用により、さらに個人の履修状況について網羅的な指導を行う体制が整った。

成績評価基準と卒業判定は、学則及び学則に基づく各学部規程で明確に定め、履修の手引きやシラバスに明記し、ガイダンス等で学生に適切に周知し、卒業判定は周知された明確な基準に従って教授会で認定している。また、学生からの成績評価等の異議申し立てに対しては複数の窓口を設け適正に応じる体制をとっている。

<大学院課程>

教育の目的や授与される学位に照らして、各研究科とも、教育課程を体系的に編成しており、目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっており、教育の目的に照らし合わせた、授業形態の組合せ、バランスを考慮した教育プログラムを編成し、適切な学習指導方法をとっている。

授業は、教育課程編成の趣旨に沿った内容となっており、担当教員の研究成果と最新の研究情報を含めた授業を行い、全体として基礎となる研究の成果が反映したものになっている。また、実務法学研究科及び技術経営研究科では、実務家による実践的内容を含めた授業を行い、実践の能力に結びつくようになっている。

教育課程の編成の趣旨に沿った適切なシラバスを作成し、ウェブサイトで公開、活用できるようになっている。単位の実質化のために、シラバスに沿った授業を行い学習の到達目標を明確にし、ほとんどの研究科では少人数制によるきめ細かな指導を行っている。なお、シラバスについては、今後、記載内容の充実を図っていくこととしている。

社会人学生と教育方法の特例の適用を受けた学生に対しては、学生の実態に即した履修方法、学習環境の整備を行うなどの配慮をしている。

学位論文の審査体制については、新潟大学学位規則及び各研究科規程等で組織的に策定し、複数の教員による研究指導体制をとり、審査体制を整備している。成績評価基準、修了認定基準は、新潟大学大学院学則に定めるとともに、学生便覧等に示し、学生に周知している。また、学生からの成績評価等の異議申し立てには、学部と同様の体制で対応している。

基準6 教育の成果

大学の目的とそれに沿った各学部や大学院の教育目標や育成しようとする具体的な人材像は、ウェブサイトをはじめ、様々な配布物やガイダンスなどで周知している。学部、研究科などの教育組織においては学務(教務)

委員会などで教育目標の達成状況を把握して、教育課程の改善の検討を行っている。また、全学的観点では、大学教育委員会・全学教育機構委員会が、学生の履修状況、卒業(修了)状況、学生の進路などについて状況の把握および解析を行い、それに基づいて改善方策の策定を行っている。また、学習成果の検証に基づいて不断の教育改革を行うことが義務づけられている JABEE 認定に積極的に取り組み、これまでに3学部に渡り10のプログラムが認定を受けていることは特筆すべきことである。

学生の単位取得状況、成績、卒業(修了)状況、就職状況などの指標で判断する限り、本学の教育は一定の成果が上がっていると判断する。また、卒業生、および卒業生の就職先からのアンケートおよび聞き取りの状況からも、現状で本学における教育は一定の評価が得られていることが見て取れる。

以上から、本学の教育は十分な成果が上がっているものと判断する。

なお、学士課程については、平成21年を目途に学習成果を具体的に提示した主専攻プログラム化の取組が始めており、さらなる充実を具体的に図る取組が進行中である。

また、大学院の博士後期課程の学生の教育について、標準修業年限内での学位取得率が、全国平均は上回っているものの満足すべき状況にない。平成19年4月の大学院設置基準の改定を受けて、研究科および、全学で大学院教育の改善についての取組を行っている。

基準7 学生支援等

授業科目や専門・専攻の選択等のためのガイダンスは、各学部等で各学年・学科・履修コース別に教育内容に応じて適切に実施している。学習相談は、クラス担任制、アドバイザー制をとり、オフィスアワーの設定、ITの活用、学生相談室等の十分な相談体制を整備している。

学習支援に対する学生のニーズは、全学の「学生との対話集会」、 「学生生活実態調査」を始め、学部等でのアンケートや懇談会の実施等で適切に把握している。

特別な支援が必要な者への学習支援は、留学生には国際センターによる日本語等の教育や研修旅行の実施、チューターの配置等、社会人学生には長期履修制度等の教育体制の適用、専門高校等卒業生には基礎学力の向上を目的とした授業の提供など、適切な支援を行っている。

学生の自主的学習環境は、各学部等に合同研究室、自習室、学部図書室、ゼミ室、情報メディア室等を設けているほか、全学的には、総合情報処理センター、附属図書館、IT自習室があり、夜間・休日の開館等、運用面でも配慮している。

学生への課外活動支援は、学生にとって高額負担となる課外活動経費の援助や課外活動施設の整備の改善について取り組んでいる。大学主催の「サークルリーダー研修会」を実施し、サークルリーダーとしての資質の向上を図っている。また、学生のボランティア活動を教育の一環として捉え「支援に関する要項」を定め、様々な支援を行うこととしている。学術研究活動や課外活動で特に顕著な業績を上げた学生等に対して学長による学生表彰制度を設けている。

学生の健康、生活、進路、各種ハラスメントの相談体制は、保健管理センター、学生相談室、学生なんでも相談窓口、キャリアセンターの設置、ハラスメント相談員の配置等で幅広い相談体制を整備し、十分に活用されている。

留学生への生活支援は、指導教員、国際センター教員、チューター等により学習支援と併せて適切に行っている。

生活支援に関する学生のニーズは、学生生活実態調査の実施、意見箱の設置、電子メール等による受付等により適切に把握している。

学生の経済面の援助は、日本学生支援機構、民間育英奨学団体による奨学金制度を適切に周知しているほか、従来からの授業料免除等に加えて、学業等成績優秀者奨学金制度、修学支援貸与金制度、国際会議研究発表支

援等の独自の事業を実施している。

基準 8 施設・設備

二つの主要キャンパスにおいて、9学部、7大学院研究科を設置し、それぞれの教育課程の実現にふさわしい施設・設備を整備している。施設の有効活用を図るため諸調査を実施し、計画的に老朽化及び新しい教育ニーズに配慮した整備・維持管理を行っている。

全学情報教育及び自習支援のため、パソコンを総合情報処理センター及び各部局等に設置し、センター実習室、中央図書館、歯学図書館は夜間も利用可能となっており、情報ネットワークは無線LAN環境も整備し活用されている。学生が利用する学務情報システム（学務情報ポータルサイト）、電子ジャーナルの文献検索等は、自宅からのアクセスを含めて24時間利用可能となっている。

各施設・設備の円滑な運用を図るため学内規則を制定し、冊子・パンフレット等の配付やウェブサイトも利用して周知を図っている。

図書・視聴覚資料は、シラバスに記載されている参考図書を優先的に購入し、学生用図書購入費の約15%を学生が選定するなど、授業関連図書の充実を図っている。電子ジャーナルは、平成18年度は17,708タイトルを数え国立大学法人ではトップクラスとなっており、平成18年度全文アクセス数は約38万2千件と活用されている。

附属図書館の効果的な活用と学部等の教育支援のため、文献情報ガイダンス、電子ジャーナル利用者講習会の実施及び大学学習法授業に参加している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示すデータや資料は、教員または学部等が収集、蓄積して、組織的に保存する体制にある。

学生の意見聴取は、授業評価アンケート、対話集会、懇談会、意見箱の設置など複数の方法で行っている。いずれの意見聴取結果も、各々のレベルの教育担当委員会等へのフィードバック、課題解決の検討・実行を行い、その過程や成果を、自己点検評価報告書等において報告している。

全学レベルでは、全学教育機構を中心として、学部レベルでは、自己点検・評価委員会等を中心として、卒業生アンケート調査、就職先アンケート調査、学外者との懇談会、外部評価などを通じての学外関係者の意見に基づき、自己点検・評価が行っている。

全学的に、評価結果は、学生による授業評価アンケートの分析結果をもとに、各科目担当者および学部等にフィードバックしている。評価結果を全学教育機構において検討し、分野・水準コードの見直し等の、継続的な教育の質の向上の取組が行っている。さらに、各学部等においても、学生による授業評価や科目担当者の自己評価結果を、コース会議で検討し、次年度の教育計画改善に結び付けている。

個々の教員は、全学教育機構によってフィードバックされた授業評価アンケートの結果や、部局単位での授業評価結果の分析や、担当教員自身による自己評価の結果、授業参観（観察）での同僚の教員による評価結果を次年度のシラバス（授業計画）に反映させて、授業内容や教材等を改善するなど、質の向上を図り、授業に関する継続的な改善を行っている。

FDについて、学生や教職員のニーズを、授業評価や懇親会、意見箱等による情報収集や、学長教育賞の推薦、さらにはFDの今後のあり方に関するワークショップ、FD連絡協議会等を通して反映している。FDは、教員個人レベル、学科等部局レベル、全学レベルの各々のレベルにおいて、教育目標実現を目指した、実質的な教育の質の向上や授業改善を目的として実施しており、教育の改善に結びつけている。

また、技術職員やTAのような教育支援者、教育補助者にも、それぞれを対象に定期的な研修等の取組を行っている。

全体として、教育の質の向上、および改善のための取組を、組織的に、かつ全学レベル、部局レベル、個人レベルそれぞれの局面にあわせてきめ細かく行っている。

基準 10 財務

本学の理念、目的の実現及び中期目標・中期計画の達成を図るとともに、教育研究活動を安定的に推進するためには、適切な資産を保有することとその資産を効率的に活用していくことが必要である。

本学には、教育研究活動を遂行するために必要な十分な資産を有しており、その整備・充実に努めている。また、医歯学総合病院の再開発に伴う長期借入金があるが、新病棟の完成をうけて、病床稼働率が上昇しており、様々な努力により改善し、安定的な経営を行っており、今後の借入金の償還についても心配はない。

資源を効率的に活用するため、予算の配分において、学内の状況を把握することはもとより、インセンティブ経費の創設や財務指標の活用など様々な取組を行い、戦略的な財務運営を心がけている。

また、その決定プロセスにおいても、財務委員会、大学運営会議、役員会、経営協議会の審議を経るなど学内外の意見を聴取し、参考としており、財務諸表の公表についても、法令等に基づく公表のほかホームページに掲載するなど積極的な公開に努めている。

財務運営の効果の検証に当たっては、監事監査、会計監査人による監査を始め、内部監査体制の充実に努めており、さらには「四者協議会」を設置し、監査上のリスクを牽制する体制も整備している。

安定的かつ多様な経常収入を確保するため、「自己収入の増加に関する目標を達成するための行動計画」を策定し、その実現に向けて、全学的に努力をしているところである。

このように、十分な資産を有し、その活用・充実を図り、戦略的な資源配分とその情報公開、チェックにおける財務運営全般において、本学の教育研究の推進をしっかりと支援する体制を整備している。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、5人の副学長による学長補佐体制の整備し、学長のリーダーシップの下で大学運営を行うため、本学独自の組織として企画立案組織である「企画戦略本部」、大学運営全般にわたる事項について幅広く協議する「大学運営会議」、全学的な連絡調整を行うため「全学連絡調整会議」を設置し、円滑かつ迅速な大学運営を行っている。

経営協議会に学外委員を加え、学外関係者のニーズを把握するとともに、学生、教員、事務職員、学外関係者、市民等から多様な方法で意見聴取を行い、管理運営に反映している。

監事は、監事監査規則に基づき厳格な監査を行い、監査結果を構成員及び社会に示しており、役員会、経営協議会、教育研究協議会等に出席するほか、必要に応じて適切な助言と指導を行い、管理運営に反映させている。

管理運営に関する基本方針は、中期目標として明確に定め、それを踏まえて学内規則を整備し、管理運営に関わる役員等の選考、責務、権限等を明確に示し、新潟大学規則集として公開している。

本学の目的、計画、活動状況に関するデータ・情報は、ウェブサイトにて随時公開し、広報誌等を発行し配付するなど、本学構成員及び学外に情報を発信している。

全学的な点検・評価活動を支援することを目的として、企画戦略本部に評価センターを設置し、「新潟大学における点検・評価に関する基本方針」を定めて点検・評価に関する基本方針を明確にし、学長、理事、副学長が一体となって国立大学法人評価、認証評価等に取り組み、学内各組織においてもそれぞれ体制を整備して点検・評価活動を展開しており、評価結果は本学ウェブサイトへの掲載及び刊行物として関係機関へ配布し、大学内及び社会に対して広く公開している。

評価結果を、企画戦略本部において分析して改善策を企画立案し、全学的な情報共有を図りつつ、関係委員

新潟大学

会等と連携して改善策を実行し、適切にフィードバックし、管理運営の改善に反映している。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_niigata_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

| 基準 | 資料番号 | 根拠資料・データ名 |
|------|------|-----------------------------|
| 基準1 | 1 | 学生便覧(2007) |
| | 2 | 大学概要(2007) |
| | 3 | 2007新潟大学QUEST FOR KNOWLEDGE |
| 基準2 | 4 | 分野・水準表示法&副専攻制度パンフレット |
| 基準4 | 5 | 過去5年間の入学者状況 |
| 基準5 | 6 | 新潟大学授業科目開設一覧(平成19年度) |
| 基準10 | 7 | 平成18年度インセンティブ経費配分評価基準 |
| | 8 | 平成18事業年度財務諸表 |
| 基準11 | 9 | 監事監査報告書 |